

平成 29 年 12 月 6 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

# 1 議 事 日 程

1 2 月 6 日 ( 2 日 目 )

日程第 1 一般質問

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 ( 1 2 名 )

1 番	山 本 優 作	2 番	鈴 木 浩 二
3 番	片 山 陽 市	4 番	小 嶋 完 作
5 番	内 田 保	6 番	石 垣 菊 蔵
7 番	服 部 光 男	8 番	藤 井 満 久
9 番	吉 原 一 治	10 番	松 本 保
11 番	榎 戸 陵 友	12 番	石 黒 充 明

欠席議員 ( なし )

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	中 川 昌 一	総 務 課 長	山 下 雅 弘
検 査 財 政 課 長	田 中 吉 郎	防 災 安 全 課 長	大 岩 幹 治
税 務 課 長	石 黒 廣 輝	企 画 部 長	田 中 嘉 久
企 画 課 長	滝 本 功	地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史
建 設 経 済 部 長	鈴 木 良 一	建 設 課 長	鈴 木 淳 二
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	柴 田 幸 員	住 民 課 長	宮 地 利 佳
福 祉 課 長	神 谷 和 伸	環 境 課 長	宮 地 廣 二
保 健 介 護 課 長	鈴 木 茂 夫	教 育 長	大 森 宏 隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	内 田 静 治	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 本 政 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 正 則

学 校 教 育 課  
指 導 主 事 蟹 江 敏 広

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 幹 大久保 美 保

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

---

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

1. 観光ビジョンについて考える。

11月9日、10日に町議会の総務建設常任委員会と文教厚生常任委員会の合同行政視察に行っていました。

富山県小矢部市では観光ビジョンについて、石川県野々市市では大学との連携についてがテーマでした。

小矢部市では、保育所、小・中学校、公民館、配水池などの公共施設や、そのほかにも福祉施設、武道館、駐在所など35棟が中世の宮殿のようなメルヘン建築物であり、大変驚きました。その趣旨は、地域のシンボルとして周囲の自然環境にマッチした施設としてつくられ、文化的な地域づくりや市民文化の意識高揚を図るためということでした。今後、メルヘンツアーの企画やインスタ映えするメルヘン建築の前でコスプレイベント

も計画されており、観光の大きな資源となっています。

また、アウトレットモールの誘致に成功しており、平成27年に三井アウトレットパーク北陸小矢部が開業しました。その効果は、小矢部市の知名度向上、2,000人の新たな雇用創出、350万人の交流人口の増、周辺の民間開発の促進、定住人口の増、税収の増となっています。

このような事業の原点は、昭和61年をピークに転じた人口減少を最重要課題として取り組んだ結果でした。本町の政策に何か参考にできないか研究する価値があるものと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町で新たに計画している建築物は何かあるか。もしあれば、それをメルヘン調など町のシンボリックな外観にすることはどうか。

2. 観光も新しい波に乗っていくべきと考えるが、何か新規事業を計画している予定はあるか。また、現在どのような事業を行っているか。

3. 人口減少を食いとめるには、新規雇用を生む企業や商業施設の誘致も一つの施策であると考えますが、何か計画はあるか。また、現在、本町ではそのような研究や努力をしているか。

次に、2番といたしまして、大学との連携協定の締結について。

野々市市は、市内にある金沢工業大学、石川県立大学並びに、近隣にある北陸先端科学技術大学院大学、金城大学、金沢学院大学など、5つの大学と連携協定を締結しています。地域コミュニティーの中核的存在の大学が自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を推進し、学術・文化・産業の発展に寄与することを目的としています。

これまでにいろいろな事業が行われました。純米吟醸酒「i c h i 椿」や「野々市の水」や「椿茶」の商品化への共同開発、ヤーコンの加工方法の共同研究、地域福祉計画策定、英語版各種パンフレットの作成、バスストッププロジェクト、地域防災・減災プロジェクト、地域課題研究ゼミナール支援事業などです。これまで大学との連携協定により、多くの効果ある連携事業を実施しております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町では何か大学との連携事業を行っているか。

2. 野々市市の地域防災・減災プロジェクトでは、大学、地域住民、企業、行政が連

携し、地域の防災・減災を目的に勉強会や小学生向け防災教室の開催、町歩き防災マップの作成に取り組んでいます。南海トラフ巨大地震がいつ起きてもおかしくないと言われている本町にとって重要な事業だと考えるが、どのように思うか。

3. 産業、観光、教育、福祉など大学との連携により、よりよい高度な事業が展開できると思うが、今後、大学との連携協定の締結を考えているか。

以上で壇上での質問を終わります。町当局の明確なる回答をお願いいたします。なお、再質問がある場合は自席でしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1. 観光ビジョンについて考えるの御質問のうち、御質問1-1、1-2は私、建設経済部長から、1-3は企画部長から答弁させていただきます。

まず、御質問1-1、本町で新たに計画している建築物は何かあるか。もしあれば、それをメルヘン調など町のシンボリックな外観にすることはどうかにつきまして、答弁させていただきます。

現在、観光に関連する施設といたしまして、日間賀島渡船施設、師崎港観光センター及び内海観光センターの建設を計画しております。

まず、日間賀島渡船施設につきましては、今年度中に実施設計を行い、平成30年度に建設を予定しております。日間賀島渡船施設の外観につきましては、現在、地元と協議中で、地元の意向に沿ったデザインを検討しているところでございます。

また、師崎港観光センター及び内海観光センターの外観につきましても同様に地元と協議し、地元の意向に沿ったデザインにしていきたいと考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

メルヘン調にしていっていただきたいなあと思ったわけですが、このメルヘン公共建築物は何とも響きが夢のある響きではないでしょうか。実際に見てみますと、とても本物志向で立派なものでした。ここに今、ちょっと冊子を持ってきましたけれども、そち

らから見えるかどうか知りませんが、大変立派なものです。

蟹谷中学校は、中央の尖塔はイギリスのオックスフォード大学で、校舎の中央はフランスのベルサイユ宮殿、左右は迎賓館を模してつくられておりました。また、大谷中学校は、東京大学の安田講堂、正面が教養学部、高さ47メートルの塔はオックスフォード大学の学生寮、体育館は大阪中之島の中央公民館、また内部は国立劇場、そして荒川公民館に至っては、本体はイギリスのバッキンガム宮殿、塔屋はフランスのノートルダム寺院と、このように大変本当にすばらしい建築物でありました。メルヘン建築は地域のシンボルであり、文化的な地域づくりや市民文化の意識高揚が図られ、市民の誇りとさえ言われているようであります。私も実際に見て、本当に感動いたしました。

先ほど町当局の皆さんもメルヘン建築、公共施設をメルヘン調にしてはどうかという質問に対して、多分ばかばかしいとか、多分無理だなあとか、そのようなことを思っていると思いますけれども、実際に小矢部市では35棟もこういったものをつくっており、大変大成功をし、市民も誇りに思っております。

いま一度、いろいろな計画があるようですけれども、考えていただきたいと思いますが、例えば学校給食センターもそろそろ建てかえの時期と聞いておりますが、そういったものに関しても考えてみていいのではないかと思います。どうですか。

#### ○議長（藤井満久君）

教育部長。

#### ○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

ただいま給食センターのお話をいただきました。ありがとうございます。

新しく建設を予定、計画をいたしております学校給食センターについては、平成32年度の工事着工に向け、現在準備をしているところでございます。来年度、予算の議決をいただければ基本設計、基本計画に入ってまいりたいというような状況でございます。

したがいまして、現在のところ、外観も含め工事内容についてはまだ決まっておらず、今後の課題というところでございます。しかしながら、ライフラインも含めると十数億円かかるのではないかとことを言われておまして、その財源の確保というのが最大の課題でございます。安全・安心な給食をつくるために学校の衛生管理基準に沿った最新の調理施設をつくるということもありますけれども、その建設費用をいかに抑えていくかというのが一番重要なところだなあと思っております。そういったことでありますし、給食センターに求められる機能ということも考えたときに、御指摘のメルヘ

ン調とかシンボリックなところ、そういった視点も必要かとも思いますけれども、やはり機能重視で費用を抑えるという視点からするといかがなものかなあと。今後の検討ということでございますけれども、そういった視点で個人的には考えております。よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

建設的な予算に関しては余り変わらないそうです、普通の建物と。塔のところには空調設備とか水のタンクとかそういったものを置くようで、大変都合がいいと言っておりました。ぜひ考えていただきたいなあと、このように思います。

2番お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは御質問1-2、観光も新しい波に乗っていくべきと考えるが、何か新規事業を計画している予定はあるか。また、現在どのような事業を行っているかにつきまして答弁させていただきます。

現在、計画している新規事業といたしましては、日本国内に年々増加している外国人観光客の誘客につなげるための事業としまして、外国語パンフレットの作成を計画しております。

そのほかには、広域連携事業としまして5市5町の行政、商工会議所、商工会、観光協会及び企業等で構成されている知多半島観光圏協議会におきまして、平成30年度から「魅力いっぱい知多半島スタンプラリー」を計画しております。これは今年度、知多半島観光圏協議会で実施している知多半島回遊性向上事業で準備しているもので、5市5町の観光施設や飲食店をめぐる通年で観光客が楽しみながら知多半島を周遊できるスタンプラリーで、知多半島への誘客と地域経済の活性化を目的としております。

また、現在実施している主な事業といたしまして、テレビスポットCMの放送やラジオ放送及びインターネット宣伝事業を行う観光宣伝テレビスポット等事業、フリーペーパー「ふらっと南知多」を作成する観光情報誌作成事業、観光地を美しく保つための観



光地美化推進事業、海水浴場の保護及び浴客に対する安全対策を目的とした海水浴場保護及び浴客安全対策事業などを実施しております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いろいろな事業を展開しておりますけれども、余り新しい事業はないように思います。今までのやってきたことがほとんどではないかなと思うわけですが、ことしは流行語大賞にインスタ映えとかそんたくという言葉が選ばれました。小矢部市では文字どおりインスタ映えするメルヘン建築の前でコスプレイベントも計画をされています。観光の大きな資源となっております。

今、大井でも冬の風物詩、大井イルミネーションが夜空に輝いております。12回目を迎えました。それこそインスタ映えするスポットも天使の羽のところ、エンジェルスポットとかペットボトルでつくった大きなきれいな亀さんとか、いろいろなものがたくさんあります。それで多くの人々に来ていただいております。そういったインスタ映えするスポットを町内に幾つもつくってはどうか。多くの方々が来ていただいて、見ていただいて、ひょっとしたら泊まっていつてくれるかもしれません。例えば、海っ子バスのバス停近くとか、主な名所旧跡の周りにパネルをつくったり、芸術作品を募り、街角美術館のように作品を展示したりしてはどうか。海っ子バスの収入も上がりますし、観光客も倍増すると思いますが、一度考えてみてはどうか。ちょっと御意見を聞かせてください。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

海っ子バスのバス停周辺につきましては、やはり道路事情もございますので、そのあたりを勘案して検討していきたいと思っております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先日、新聞にこのあらし通信というのが入ってまいりました。そこを見ますと、南知多に来たらパシャ「フォトフレーム」というところがあって、インスタ映えが流行語大賞にノミネートされるなど、今やSNSは若者を中心に大きな情報発信・収集ルールになっています。そこで、インパクトのあるフォトフレームをつくり、イベントなどの人が大勢集まる場所でそのフォトフレームを使って写真撮影をして、実際に写真を撮ってくれたお客さんが個人のSNSでその写真を投稿してくれて南知多での楽しそうな写真がたくさんの人に見てもらえています。個人の人が無知無識のうちに南知多の宣伝をしてくれそうです。こういったものがあります。このフォトフレームというのは町のほうで考えられたのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

今、議員のおっしゃられますフォトフレーム、それは町のほうで考えられたのかどうかという御質問に対してお答えさせていただきます。

本町では、今、企画課のほうでプロモーション事業というのを28年度から実施をいたしております。その中で南知多町をPR、宣伝するためにそういったフォトフレームをつくりまして、いろんなイベント会場に出かけていきまして、そのフォトフレームにおさまっていただいて写真を撮っていただいて、フェイスブック等のSNSを利用して町をPRしていただくという、そういう今事業を行っております、それは町とプロモーション事業を委託しております事業者とのアイデアの中でそういったものを考えてつくったものであります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大変いいアイデアでいいと思いますが、もうちょっと皆さんにお知らせをして、みんなが使っていただいて、南知多町をほかの地域の市町の人にも宣伝していただけたらいいなあと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

次、3番お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1－3、人口減少を食いとめるためには、新規雇用を生む企業や商業施設の誘致も一つの施策であると考えているが、何か計画はあるか。また、現在、本町では、そのような研究や努力をしているかという御質問に対して御答弁をさせていただきます。

人口減少、少子・高齢化などのさまざまな課題を抱えている本町にとりましては、新たな企業の立地は地域経済にとっても大きな活力となると思いますけれども、ただ、ほぼ全域が自然公園地域に指定されておりまして、市街地以外の多くの土地が農業振興地域となっていることに加えまして、平地が乏しく起伏に富んだ本町の地形、工業用水などの産業基盤、物流の面で交通アクセスなどの制約から企業や大規模な商業施設の誘致に適した用地の確保は非常に難しいものと考えております。

現在のところ、具体的な企業誘致のための計画はありませんけれども、このような本町の特性に適応するような産業の立地や規制のあり方につきましては、引き続き研究をしていきたいと、このように考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

現在のところないということですが、本町の土地柄といいますか、そういったことが関係していると思いますけれども、大変残念だなあと思います。

小矢部市のアウトレットモールですが、こちらのほうは昭和61年をピークに人口が減少してきた。これはうちと同じような課題があるわけですが、それを最重要課題と捉えて、定住に向けた波が必要だと考え、市民の意見や要望など把握に努めました。それで、1位に商業の振興、そして2位ににぎわい創出、3位に雇用の創出、そういったものが地域の市民の皆様の要望だったということがわかりました。それで大型商業施設の誘致を計画することに至りました。

その条件というのは、1に地元事業者、商業施設と統合しないこと。そして、2つ目には小矢部市の地理的優位性と充実した高速道路網を生かし、広域エリアを商圈にできる商業施設であること。こういった面は南知多と比べますと大変よかったわけござい

ますけれども、その3つ目には、北陸地方にない話題性のある商業施設であること。それが条件でありました。以上を勘案していろいろ研究をした結果、アウトレットモールの誘致を決定し、それに向けて進んだということです。

話を聞いておりましたら、それも市長がトップセールスで極秘に進めて発表、一部の職員とともにそれを進めていて、発表していい段階になって初めて多くの職員が聞いたという、何かドラマチックな展開でありましたけれども、平成19年12月に調査・研究を開始し、平成27年7月に開業をいたしました。

そして、その効果といいますと、先ほども言いましたけれども、小矢部市の全国的な知名度の向上、また1,500人から2,000人の新たな雇用を創出しました。そして、人口交流も300万人から350万人の増があります。また、周辺の民間開発の促進、そのアウトレットモールの近くの国道にはいろいろな店がたくさん進出をしてくれています。また、定住人口もふえてまいりました。そして、税収も上がりました。

このように、1つの事業でまちが変わる可能性もあります。この南知多町、私たちの町でも内海駅があります。その周辺とか、あるいは南知多道路の最終地点ということ、そういったこともあります。また、師崎港の船着き場もあります。そういったところを上手に使ってこういったもの、あるいは観光関係のもの、いろいろと考えて、あるいは企業の誘致も必要だと思いますけれども、この南知多町でできるような、そういった企業も中にはあるかもしれません。どうか考えていただきたいなあと思います。

本町は、本当に少子・高齢化が進んでいます。小矢部市と同じように、やはり人口減少を最重要課題として観光や産業、商業の振興につながるような、先ほど申したような事業、いろいろと考えて研究をしていただいて、雇用の創出、定住人口の増につなげたいものです。

いま一度お聞きしますけれども、本町ではどのようにこの問題を考えておりますか。誰でもいいので、答える人、答えてください。

**○議長（藤井満久君）**

企画部長。

**○企画部長（田中嘉久君）**

議員からは、南知多町のほうに新しい産業を創出してほしいという御提案かというふうに受けとめをさせていただきました。

本町のこういった人口減少、あるいはこういった産業の衰退、こういったようなもの

につきましては、私どものほうも以前、振興基本計画の策定の過程で地域の御意見を、これは忌憚のない皆さんの御意見をお聞きする、こういった場を設けてまいりました。その中でも、南知多町のほうに企業を誘致してほしい、あるいは新しい事業所をつくる用地を確保してほしい、このような御提案をいただいております、そういった御要望が住民の中にかかなりの数あるということは把握をしております。ただ、先ほど申し上げましたような事情から、非常にここでの立地というのは、これは私どものほうが用意をする用地といたしましても難しい。また、進出される企業の方の御判断としても難しい面があるといったような状況にあらうかと思えます。

ただ、私、先ほど引き続きこういった研究をしていきたいと、このように議員のほうには申し上げましたけれども、そういったようなものの、例えば、今、国のほうでは国家戦略特区あるいは構造改革特区、こういったような形での規制緩和が進められつつございます。こういった時の時流の流れ、あるいは今進めております地方創生の考え方、これは官民の連携によって地域経済の縮小を克服しようと、こういう事業でございます。こういったような考え方を私どものほうとしましても踏まえまして、また、こういった規制緩和、できるところから、これは新たな考え方としてこういった産業を興していくということで取り組んでいきたいと思えます。そういう意味での研究を進めていきたいという考えでございます。

これからもまた議員の皆さんのお知恵もおかりしながら、こういったようなことは進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

しっかりと研究を重ねていただきたいと思います。大変大きな壁があるようでございますけれども、我々議員も一緒になってぶち破るように頑張っていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問 2. 大学との連携協定の締結のうち、2-1につきましては私、教育部長から、2-2につきましては総務部長から、2-3につきましては企画部長から答弁をさせていただきます。

それでは、まず御質問 2-1、本町では何か大学との連携事業を行っているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

協定では、本町を含む知多地区 5 市 5 町の教育委員会が、平成 28 年 10 月に愛知教育大学と相互連携に関する協定を締結しております。

この協定では、教員を目指す学生の学ぶ環境を市町教育委員会が提供する一方で、教員の資質向上のため、その研修に当たって大学からの講師の派遣、施設の相互利用などにより連携協力を進めることとしております。

また、協定締結ではありませんけれども、御質問の大学の連携といった点では、町のいじめ問題専門委員会の委員としまして、名古屋大学、日本福祉大学の教授の先生に参画していただいているほか、例えば町の総合計画、地方版総合戦略の策定に当たっては日本福祉大学の教授に、海っ子バスの運行等を協議します地域公共交通活性化・再生協議会の委員には愛知工業大学の教授に参画をしていただいております。

また、介護保険事業の計画の策定時には、高齢者の健康状態や生活習慣などの実態に関する調査・分析を大学関係の研究機関に委託をしております、官学の連携により進めさせていただいているところでもあります。よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

愛知教育大学、名古屋大学、日本福祉大学、愛知工業大学と、あとその他の大学といろいろと連携協定をしているようでございます。

今後ともしっかりと連携協定をして、事業を繁栄していただきたいと思います。

2番お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問 2-2、地域防災・減災プロジェクトでは、大学、地域住民、企業、

行政が連携し、地域の防災・減災を目的に勉強会や小学校向け防災教室の開催、町歩き防災マップの作成に取り組んでいます。南海トラフ巨大地震がいつ起きてもおかしくないと言われている本町にとって貴重な事業だと考えるがどのように思うかについて、答弁させていただきます。

本町におきましても、愛知工業大学との間では、平成25年から内海山海地区におきまして、地域住民と大学教員、学生、そして役場職員が連携をいたしまして防災訓練を実施しております。

また、日本福祉大学との間では、具体的な事業は実施していないものの、今年度、町が主催いたしました地域防災リーダー養成講座におきまして、同大学の先生を講師にお迎えいたしまして、福祉の立場から見た防災に関する講義やワークショップを実施していただきました。また、その場におきましては、東日本大震災や熊本地震の被災地でのボランティア活動を行った学生の体験報告もしていただきました。

大学は専門知識や技術、そして教員、学生といった人的資源を有してございまして、地域が抱える課題解決の大きな可能性を秘めていると言えます。

地域防災力の向上のためには、大学や地域住民など、それぞれの強みを生かした連携事業の実施は有意義なこととございまして、今後も大学との連携による効果的な事業について検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

既に愛知工業大学と防災訓練など、そしてまた日本福祉大学とも教授を講師にして講演会、ワークショップを行っているということでやられているわけでございます。

ちなみに隣の美浜町でも、やはり日本福祉大学がありますので、地域の防災・減災事業にも取り組んでおります。美浜キャンパスで防災訓練、大学と役場間の通信訓練などを実施しております。また、避難所の開設訓練、そして美浜緑苑自主防災会の防災講演会の「災害に強いまちづくり」というテーマで、こちらのほうも講演を行っております。また、布土学区の地区防災計画への策定協力もしております。それから、年に数回、みんなの減災カレッジを開講して、大学の教授が講師になり講演を行っております。そのほかにも、地域防災と地域づくりについて考えるなどのテーマで講演会が開かれ、地域

の防災・減災事業の向上に一役を買っております。

このように大学との連携によりまして、防災・減災の事業にも深みが出てくると申しますか、高度なものになってまいります。

南知多町でも、もっともっといろいろ手だてを考えて、大学と連携協定をして、この防災対策に取り組んでもいいのではないかなと思います。その辺、防災対策、大学との連携、どう思われますか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

防災関係での大学との連携ということでの御質問かと思えます。その点に関しまして御答弁させていただきます。

日本福祉大学におきましては、この4月に日本福祉大学減災連携・支援機構というものを立ち上げました。これは、今まで日本福祉大学にございました災害ボランティアセンターにおきまして、新たに減災支援教育研究センターを置いたということでございます。

この減災支援教育研究センターというものでございますが、こちらは学内外で進める減災連携支援事業における実践研究を通して人材育成を図ることを目的として開設されたということでございまして、現在、大学と連携協定を締結しております藤田保健衛生大学、半田市、企業との共同研究事業、これは災害救急医療ですとか福祉情報システムということでございますが、こういったことを推進するというものでございます。

こういったことがございますので、今後はその内容等いろいろ研究しながら前向きに考えていきたいと思っております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今いい例が出ましたけれども、私が思っているのはそういったような例でございまして、ぜひ研究をしていただいて、町のために役立てていただきたいと思えます。

3番お願いします。

○議長（藤井満久君）



企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは御質問2-3、産業、観光、教育、福祉などの大学との連携により、よりよい高度な事業が展開できると思うが、今後、大学との連携協定の締結を考えてみてはどうかという御質問に対しまして、御答弁をさせていただきます。

大学との連携によりまして、大学に集積する知識や情報、ノウハウを行政やまちづくりの施策に生かすことができると、このように考えております。

また、若い学生人材が人口減少や少子・高齢化などのさまざまな課題を抱えているこの地域に入ることによって、地域、学生双方の人材育成につながり、これらの課題解決に向けた新たな展開が期待できるものと考えております。

先ほどの答弁の中にもありましたが、教育や防災、こういった分野以外にも高齢化に伴う医療・福祉政策、あるいは外国観光客に対応する地域の国際化、自然保護地域としての環境保全対策、あるいは少子化に対する出産・子育て対策など、本町の直面している課題というのはたくさんございます。

具体的な連携の可能性を大学のほうと探りながら、議員の御提案にありますような協定の締結も視野に検討をしていきたいと、このように考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いろいろと研究をなさっているようで頼もしく思います。よろしく申し上げます。

さて、隣町の美浜町でもこういった大学との連携協定をいっぱいしております。福祉大学との連携ですけれども、介護保険事業の実績分析を定量的データにより把握することにより、第6期介護保険事業計画の進行管理を目的とするデータ分析研究というものもされているそうです。

また、美浜町の文化祭、産業まつり、イベントなどを通じた地域の交流、そして美浜町の地域福祉に関する現状課題と地域住民の地域福祉に関するニーズを把握し、地域福祉計画の策定に寄与している。また、美浜町内の小・中学校での教職インターンシップ、また町の音楽会など文化振興事業への協力、そして美浜スポーツクラブの運営協力やスポーツを通じた地域交流、隣の町の大学でもこのように連携をされているいろいろな事業を

行っております。

また、県外に目を向けますと、兵庫県では学生が開発をした吟醸酒「う米ぜ！」というお酒を商品化して販売をしております。また、姫路のほうでも、小学生の食生活の調査や市民の健康、食習慣の調査をして、オーダーメイド型の健康促進事業の作成もしております。そして高知では、魚の鮮度保持を可能としたマイナス1度のシャーベット状の氷「スラリーアイス」というのも開発をしております。

このように大学と連携をしていろいろな市町はいろいろな事業を起こしております。本町においても、こういった大学や企業との連携によって特産品の開発や販売促進、あるいは産業の創出を強化することで南知多町のブランドの確立や景気向上を促進できるのではないかと考えますが、こういった考え方、どう思われますか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

大学につきましては、今、議員がいろいろ教えていただけますけれども、美浜町の福祉大学との協定は包括的な連携協定とお聞きしております。

よって、あらゆる分野に対してそういう形で見えていると思っておりますが、我々も福祉大学におかれましては、みその関係で1つ商品を開発してくださったり、福祉大学の関係ではまだまだいろいろな、今説明したように連携をとって、個々の連携でやっておりますが、例えば内田佐七家だと名古屋工業大学の先生に監修してもらったけれども、きっかけは福祉大学だったとか、それから内海山海地区では、愛知工業大学との連携を非常に深めてもらっていると。また、そのほかにも先ほど教育部長のほうからありました愛知教育大学もございます。我々にとって包括的な連携協定を結ぶほうがいいのかどうかあわせて、企画部長が今答弁したように、どういう形がうちにとっていいのかということは今、研究して模索しておるところでございますが、実質的には進んでおります。その辺で、あえて今からそれをどんどん進めるというよりも、必要に応じて力をおかりしていきたいというスタンスの中で協定に発展していくといいなあと、そんなような気持ちで考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

町長みずから答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

よく考えられて研究をされて、ぜひ大学というものを使って御協力をいただいて、町の発展に寄与していただきたいと思います。

学生と地域がともに地域貢献活動に取り組むことにより、地域住民の交流の促進を図り、地域の活性化を推進できるのではないかなど。この地域の方々とのかかわりも大学との連携により起きてくるのではないかと思います。

先ごろの新聞にもありました。これもまた日本福祉大学の話になりますけれども、建築を学ぶ学生が大学からほど近い亀崎の町の空き家でシェアハウスの運用を始めました。ここに暮らす学生が町の魅力を発信しながら、地域に根づく第2の研究室を目指すと言っております。学生はここに住みながら、町のアイデアなどを自分たちから発信していきたい、このようにコメントをしております。

こういった大学との連携協定や事業は、南知多町の発展に大きな可能性を秘めていることだと思います。今後とも研究をしていただきたいと思います。

最後に、南知多町の発展、防災対策、課題克服など、住民の皆様がいつまでも幸せに暮らしていけるまちづくりが私たち議員の使命であると肝に銘じまして、町当局とともに努力をしてまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時30分までとします。

〔 休憩 10時20分 〕

〔 再開 10時30分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、第1番の質問としては、核兵器禁止条約への参加の働きかけについて質問します。

南知多町から核兵器禁止条約批准・参加の働きかけを。

2017年7月7日、ニューヨークの国連本部で核兵器を違法とする核兵器禁止条約が国連加盟国193カ国、約3分の2（122カ国）の賛成で採択されました。歴史に刻まれる被爆者と人類悲願の条約です。

しかし、日本政府は条約交渉の場や採択の場にさえ顔を見せませんでした。被爆者がどこの国の総理か、国民の願いを踏みにじるようだと怒るのも当然です。この条約に既に52カ国が署名しております。人類歴史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約に唯一の戦争被爆国、日本政府が批准に背を向けております。唯一の被爆国としての日本政府が核兵器禁止条約に署名することは、国際的に大きな影響を与え、北朝鮮の核開発を放棄させる力ともなります。今、正式に国連が採択した核兵器禁止条約に国連加盟国としてどう対応するのかが問われております。

長崎の田上市長も長崎平和宣言で、「日本政府に訴えます。核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を被爆地は到底理解できませんし、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください。日本の参加を国際社会は待っています」と呼びかけています。南知多の地からも日本政府への強い要請が必要です。

そこで、町長にお聞きします。

石黒町長は、2017年8月9日、平和首長会議国内加盟都市会議で採択された内閣総理大臣、安倍晋三氏への核兵器廃絶に向けた取り組みの推進についての声明文書に賛同していますか。南知多町長は、2017年7月7日に採択された核兵器禁止条約をどのように評価しているか。

2点目、今の日本政府の条約への後ろ向きの姿勢を正すために、再度、非核平和都市首長会議に参加する南知多町長として、日本政府も核兵器禁止条約に参加してほしいとの要請をすべきと考えるがどうか。

3. 今まで請願や議会でさまざまな論議の中で何度も課題となっている、南知多町が非核・平和自治体宣言をすることについて、町長の決意と見解はどうか。

2番目の質問です。

町民の声を生かした第7期介護保険計画・福祉計画の実施を。

9月に第1回介護保険運営協議会が開かれました。先ほど2回目も開かれましたが、本年度中に南知多町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画が策定される予定です。

次の点について見解を問います。

1. 第7期介護保険計画で保険料を引き下げのためにどのような計画を立てているのか。

2. 平成28年度決算で1億5,441万円の基金のうち、どれだけを投入する予定か。

3. 介護保険料の第1段階の保険料0.45を0.4以下にして低所得者に配慮する必要があると考えるがどうか。

4. 保険料段階を、現在12段階であります、13段階以上にして1,000万円以上の段階を設定することが必要ではないか。

5. 知多半島の南知多町以外の9市町は、介護保険運営協議会の委員に議会議員は入っていません。委員会は、保険料等の介護保険計画の素案などをさまざま町民の声を聞き、町長にあらかじめ諮問する機関であります。議員は、町民の立場から町長の提案を議会の場で客観的にチェック機能を果たすべき責任を負っております。町長が議会議員を協議会委員に委嘱することは二元代表制地方自治の原則逸脱であり、なれ合い・談合政治になりかねない。速やかに議会委嘱規定のある介護保険運営協議会規則3条を見直し、議員条項を削除すべきと考えるが、町長はどう考えているか。

6. 介護保険利用者の負担軽減のためにも、知多半島の多くの市町で実施している住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度を南知多町も実施すべきであると考えがどうか。

7. 介護認定者の障害者控除認定については、既に原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが38市町村となっています。全県では、既に32市町村が個別送付を実施しておる。介護認定者には申請主義ではなく、自動的に障害者控除の対象として認定書または申請書を個別送付すべきだと考えるがどうか。

3番目の質問です。

町民が納得できる国民健康保険制度のあり方について。

30年度から県統一の国民健康保険制度に向けて、町民が納得する保険税の仕組みをつくる必要があります。

1. 愛知県による9月の県保険料納付額の1人当たりの試算は、約15万円で県下1番となっております。11月もそうでありました。激変緩和後も唯一15万円台であります。他市町村は全て13万円台、今回14万円台が出ておりますが、今回の統一は県内平準化を目的としております。県に対して納付額削減のために、今まで南知多町としてどのような働きかけをしてきたのか。また、今後どのような働きかけをするつもりか。

2番、保険税の賦課方式が4方式から3方式に変えるに伴うデメリット・メリットをどのように考え、デメリットをどのように対応していく予定としているか。

3. 今のままでは、今後法定外繰り入れは確実に必要な状況になっております。本年度並みの調定額にするためには、来年度の予算編成に当たり、本年度の倍の約1億円程度の繰り入れの予算編成が必要になると考えるが、その覚悟はあるか。

4. 国保運営協議会では、公益委員5人が全て議会議員に委嘱されている。知多半島9市町ではあり得ない委嘱となっている。これも介護運営協議会と同じで、ことしは保険料変更と賦課方式の変更も予定されております。地方自治をゆがめる町長による議会議員だけへの委嘱は撤回し、多くの市町で委嘱されている民生委員や社会福祉協議会代表委員等の真の公益代表に委嘱をし直すべきと考えるがどうか。

4. 障害者福祉計画について。

南知多町障がい者福祉計画の策定は、1. 離島の精神障害者のための通院にかかわる船代金やバス代金等の補助の増額が必要とされています。障害者間の差別解消に向けて、行政・バス会社等への働きかけは当然、精神障害者に対して、まず船代金は南知多町独自に身体・知的障害者と実質的に同じになるように、現在の半額補助から全額補助に引き上げることが必要であると考えがどうか。

2. ひとり暮らしの障害者の場合、入院すると、日ごろ生活を支えてくれるヘルパーに着がえを持ってきてもらうこともできません。重症の重度障害者の場合、ナースコールを押すこともできず、常時の介護が必要となります。日ごろ接しているヘルパーが介護に入れば安心である。また、通院の診察中にも利用者支援も欠かすことはできません。このままでは、ヘルパー本人か事業所の持ち出しとなります。南知多町として障害者の入院中、通院診察中のヘルパー付き添いを認め、報酬を支給すべきと考えるがどうか。

最後になります。

予防接種事業の充実について。

1. 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の個別通知を実施し、料金は利用しやすい無料もしくは今の2,500円から2,000円へ利用しやすい額とすべきと考えるがどうか。

2. 子育て支援のためにインフルエンザ、おたふく風邪、ロタウイルス、B型肝炎ウイルスへの任意予防接種への助成を実現すべきと考えるがどうか。

よろしく願いいたします。なお、再質問については自席でやらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問1-1、町長は平和首長会議国内加盟都市会議で採択された内閣総理大臣、安倍晋三氏への核兵器廃絶に向けた取り組みの推進についての声明文書に賛同していますか。町長は核兵器禁止条約をどのように評価しているのかにつきまして、まずは私、総務部長から答弁させていただきます。

核兵器廃絶に向けた取り組みの推進につきましては、平成29年8月9日に長崎市で全国から64の自治体が出席し開催されました平和首長会議の国内加盟都市会議総会におきまして、日本政府に対し平和首長会議会長である広島市長と副会長である長崎市長から要請文を提出することについて了承されたものでございます。

要請文の主な内容は、日本政府に対し、被爆者の思いをしっかりと踏まえ、本気になって核保有国と非核保有国の橋渡し役としての行動を起こしていただくとともに、NPT（核拡散防止条約）等の体制下での核軍縮の議論に貢献し、実効性のある核兵器禁止条約となるよう力を尽くしていただくことを強く要請するものとなっております。

本町は、平成27年度から平和首長会議に加盟をしております。この要請につきましては、平和首長会議の国内における取り組みの充実を図るための活動として承認されたものでありますので、加盟都市として賛同し、了承しているところでございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私に対する質問でございます。

核兵器廃絶に向けた取り組みの推進、この平和首長会議における声明文書及び核兵器禁止条約につきましての私の考えについて述べさせていただきます。

核兵器禁止条約につきましては、国の考え方としては、核保有国、非保有国の溝をより深めるんじゃないかという懸念、それと北朝鮮に対して果たして実効性があるかどうかという懸念の中からそのような態度をとっておるんじゃないかと推察をしているところであります。

核兵器禁止条約の締結について、今、私ども平和首長会議としまして要請文を出した

中で、核兵器禁止条約が実効性があるように日本国は努力をしてほしいという内容が最後の4行ぐらいで書かれておると思います。

したがって、今、総務部長が答えたように、加盟都市としての宣言に対しては、私は支持をするものであります。

また、核兵器禁止条約につきましては、唯一の戦争被爆国の国民としてこの悲劇を繰り返さないため、核兵器のない世界の実現に向けて取り組んでいかななくてはならない。その最終的に国際法によって違法状態を各国が認識して、核兵器廃絶に向かって、絶滅に向かって、そのメルクマールとして最終的な姿をあらわしたのものとしての意味において意義深いものかなあと、そう理解しております。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的な核兵器禁止条約への評価を南知多町としてもしていただきまして、今後ともやはり核兵器の全面廃絶と、それに向けて私たちも努力していきたいし、また南知多町としても努力していただきたい、このように思います。

関連して、核兵器平和首長会議では、被爆樹木2世の苗木の配付だとか、それから青少年への平和交流の交流事業というのを取り組んでおります。これは平和首長会議の取り組みでありまして、例えば、広島市の平和記念公園内にある被爆アオギリ、そして長崎の山王神社内にある被爆クスノキ、この苗木を広く首長会議として配付をしていると。だから要請すれば、苗木を受けて、例えばこの役場の敷地内のどこかに置くだとか、子どもたちの学校内に置くだとか、そのような施策ができると考えますが、またほかにもいわゆる被爆体験証言の聴講などを広島に呼んで、そして子どもたちに聞かせるという、そういう企画もしているようです。これに対して積極的に対応する意図はあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

ただいまの議員の御質問でございますが、平和首長会議行動計画のいろんな中身だと



と思いますが、本町におきましては、町民の皆様一人一人が平和を愛し、核兵器廃絶に対する認識を深めていただくという事業ということで、このいろいろある計画の中からできるものやっていくというスタンスでおりますので、よろしくお願いいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的にこの平和の問題について取り組んでいただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問 1 - 2、非核平和都市首長会議に参加する南知多町長として、日本政府も核兵器禁止条約に参加してほしいとの要請をすべきと考えるがどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

本町は、被爆70周年という節目の平成27年度から核兵器廃絶と恒久平和の実現を進めるため、平和首長会議に加盟をしております。

核兵器禁止条約につきましては、核兵器保有国と非保有国との意見の違いも見られる中で、国において判断されているものと思っております。国に対して核兵器禁止条約に参加してほしいとの要請をすべきという御意見でございますが、条約につきましては今後の動向を見守ってまいります。現時点では国に対して要請することは考えておりません。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

少し残念でありますけれど、ぜひとも首長会議に参加しながら大いにこの声を上げていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

御質問1－3、南知多町が非核平和都市宣言をすることにつきまして、町長の決意と見解はどうか、そういう御質問に対しましての答弁となります。

非核平和都市宣言とは、核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容で、自治体宣言や議会決議を行うことと理解しております。

私の見解ということでございますが、日本は唯一の被爆国として再びその悲劇を繰り返してはならない、そういう願いのもと、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則を守り、核兵器廃絶を世界に訴え続けているところであります。核兵器のない平和な世界の実現につきましては、人類全部でしようし、当然私も同じ思いでございます。

本町におきまして、平成25年度に日本原水爆被爆者団体協議会から「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネルを購入させていただきました。毎年度、住民の皆様方に向けて展示を行っております。

また、平和首長会議にも平成27年、55周年記念のときを契機に加入をさせていただいております。平和首長会議が作成しております、ただいま前問のときに総務部長が答えさせていただきましたが、平和首長会議行動計画2017から2020までの間の示された中で、我々ができることについては検討していくというふうに答えさせていただきました。

また、私自身も毎年毎年、戦没者慰霊祭などでもお話をさせていただく中で、戦争を絶対起こしてはならないと、そういう決意を持っているところでございますが、そういうさまざまな活動の中から町民の皆様方のより機運が高まってくることを惹起しながら、また議会の皆様方の御理解も賜りながら検討をしてみたい、そう考えているところでございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議会の側からも積極的に私たちが論議をしていきたいと、こういうように思っております。

核兵器は、軍人であろうが子どもであろうが区別なくて、命を奪う恐ろしい兵器でございます。人々の平和な日常を一瞬にして消し去ります。私たちは本気になって核兵器廃絶に向けて、この南知多町全体として取り組んでまいりたいと、このように思います。

次、よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

大きい御質問のほうに移ります。

御質問2-1、第7期介護保険計画の保険料を引き下げるためにどのような計画を立てているのか及び御質問2-2、平成28年度決算で1億5,441万円の基金のうち、どれだけを投入する予定かにつきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

第7期介護保険事業計画は、平成30年度から平成32年度の3年間の計画でございます。介護保険運営協議会にお諮りし、今年度中に策定をする予定でございます。

計画の柱となる理念として、高齢になってもできる限り自分らしく住みなれたよい環境で暮らし続けられる社会を目指して、介護予防事業の推進や医療、介護サービスの最適化、認知症施策、生活支援などの事業に取り組んでいくこと、すなわち地域包括ケアシステムの構築を推進することが重要であると考えています。それらが結果として保険料負担の適正化にもつながるとの期待を持っているところでございます。

第7期の介護保険料につきましては、保険給付費を主とした介護サービスの供給量などの見通しに対し、法で定められた第1号被保険者の負担割合に応じた負担額と、第1号被保険者の被保険者数、介護給付費準備基金の投入額などから決まってまいります。準備基金の投入額は、多ければ保険料の引き下げにつながりますが、一方で準備基金は介護保険事業運営の安定のためにも必要なものでございますので、そのバランスを考慮し、適正な投入額を計画し介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

さきの介護保険運営協議会の第2回の傍聴に私、参加しまして、既に当局の皆さん方は試算を出されているじゃないですか。実際には4,943円と、ことしは5,100円が基準額でございますが、約100円ばかり下がるというふうな試算が出されておりますので、そこら辺のさまざまな努力を大いに私、評価したいと思うんです。

現在、さまざまな形で、今、引き下げの問題について、係長さんはじめ、また課長さんはじめ努力されておまして、やはり全体としては介護保険の料については、この愛知県の中でも、係長さんにお聞きすると、やっぱり唯一下がると、南知多町が。ほかは大体现状維持か県内では上がるというふうな、そんなような報告をしておるといようなことをちょっとこの前お聞きしました。

なので、ぜひとも現在の、この前の介護保険協議会で出されたこの試算ですね、4,943円というこの基準をですね。ここを基本としながら、できるだけ、基金を1億5,000万入れるというふうな予定にはなっておりますけれど、ぜひともそこら辺で進めたいと、これはもちろん介護運営協議会でも話しますので、そういう点ではそこら辺を留意されて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、お願ひします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは御質問2-3、介護保険料の第1段階の保険料0.45を0.4以下にして、低所得者に配慮する必要があると考えるがどうか、及び御質問2-4、保険料段階を13段階以上にして1,000万円以上の段階を設定することが必要ではないかにつきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

本町におきましては、現在、第6期の保険料段階を12段階としておまして、高所得者に所得に応じた負担をお願いしているところでございます。

御質問の低所得者層の保険料率と高所得者の所得階層の設定でございますが、今後、所得階層ごとの被保険者数や近隣市町とのバランスを考慮し、介護保険事業計画策定のプロセスの中で検討していきたいと思ひます。以上であります。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

この前の介護保険運営協議会の第2回の試算では、第1段階、こういう方はどういう方かという、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって、世帯全体が住民税非課税の人及び世帯全体が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額が合計80万円以下の方です。この方が南知多町では1,131人、17.2%いるんですよ。かなり高い人たちなんです。やはりこの人たちが介護保険にかかれなくなるような、そのような計画を立ててはならないと、私、考えます。

ぜひとも今後の介護保険計画の中で、現在800万円以上の方が約85人ということで、それを1,000万円と区別すれば、1,000万円以上の方が64人いるということになっております。なので、多少の今の現状のいろんな工夫があると思います。例えば、今の5,100円の段階をそのまま維持すると。下げないと。もしくは、基金をもう少し投入する。そして1,000万円以上をつくって、そしてその人たちから、高い人たちから保険料はしっかりと取って、低所得者に対しての手当をしていただくと。さまざまな工夫があると思いますので、ぜひとも工夫していただいて、13段階以上をつくっていただきたい、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-5、町議会議員を介護保険運営協議会委員に委嘱することは二元代表制地方自治の原則逸脱であり、介護保険運営協議会規則3条を見直しし、議員条項を削除すべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

本町では、介護保険運営協議会をはじめ各種の審議会等におきまして、公益的な立場から広く意見をお聞きし、政策形成の初期段階における幅広い意見の収集のため、町議会議員の方に協議に参画していただくということで委員への就任を依頼してきたところでございますが、一方で、町議会議員を町長の附属機関の委員に委嘱することによって議決機関と執行機関の役割が曖昧になり、権力分立に反するのではないかとの意見もあることは承知しております。

本町といたしましては、町議会議員の皆様と御相談した上で適切に対応してまいりた

いと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

先日、町長部局や、それからさまざまな一部の方に、美浜町の町議会の議長、家田昇さんが平成19年4月23日に美浜町長、山下治夫さんに向けて、このような申し入れをしております。

審議会委員等の委員就任見直しについてと。全て読むことはできませんのでかいつまんで言いますと、議員の委員の就任及び当該費用弁償支出の見直しをされるよう要望しますと。そして、さまざまな委員の名前がありまして、まず委員の議会議員の就任を存続するものは民生委員推薦委員会と青少年問題協議会のみ、議会議員の就任は存続するが人数を減少させるものは、表彰審査委員や名誉町民審査委員、防災会議、都市計画審議会、都市計画審議会は法定審議会ですから入れざるを得ないと思います。議会議員の就任をやめるものということで、交通安全推進協議会、行政改革推進委員会、総合計画審議会、国民健康保険運営協議会、障害福祉計画策定委員会、介護保険運営協議会、介護保険地域密着型介護予防サービス運営委員会、地域包括センター運営協議会、次世代支援対策運営委員会、保健センター運営協議会、環境審議会、農業振興推進会議、社会教育委員会、生涯学習推進協議会、図書館協議会、学校センター運営委員会、これから撤退するという申し入れをしております。そして、2番目の大事な項目として、議員が出席した審議会等の費用弁償、日当については支給しないものとする。

このような美浜町の議長からの申し入れがされておるんです。なので、やはりほかの5市5町で調べて、私、見ますと、南知多町だけです、このような形で議員がかなりの審議会の中に入っているというのは。なので、ぜひともこれは総合的な見直しをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

今、内田議員のほうから御指摘のございました件でございますが、資料をいただいております。その資料を見させていただいておりますが、この資料をいただく前の段階で

ございまして、今御指摘のございました5市5町で、例えば介護保険運営協議会、国民健康保険運営協議会につきましては、議員の皆さんに加入していただいておりますのは南知多だけであるということは、私どものほうでも承知しております。

先ほどの繰り返しにもなるわけですが、政策形成の初期段階におきまして、広域的な立場から広く意見をお聞きしたいということもございまして、町議会議員の皆様方に参画をお願いしてまいりましたが、今、御指摘のあったこともございますので、今後、議員の皆様方の御意見をお聞きした上で検討していきたいと、そのように考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的に議会の側も論議をして和解していきたいと、このように思っております。

さて、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは御質問2-6、介護保険利用者の負担軽減のために、知多半島の多くの市町で実施している住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度を南知多町も実施すべきと思うがどうか、及び御質問2-7、介護認定者の障害者控除認定について、自動的に障害者控除の対象として認定書または申請書を個別送付すべきと考えるがどうかにつきまして、一括して答弁をさせていただきます。

住宅改修と福祉用具購入につきましては、本町では、現在、利用者が一旦全額を支払い、後に保険負担分をお返しする償還払いの手続きをとっていますが、多くの市町で利用者が利用者負担分のみを支払い、保険負担分は保険者が業者に支払う受領委任払いの制度を取り入れていることは承知しております。

次に、介護認定者の障害者控除認定書または申請書の個別送付につきましては、これが所得税、住民税の所得控除のための資料であり、障害者控除の対象となる方が必ずしも全て必要ではないこと、また不必要な書類が送付された場合に混乱を生じるおそれが

あることなどから、個別送付はこれまで行ってまいりませんでした。愛知県におきましては、障害者控除の認定書または申請書を送付している市町が広がっている状況であることは承知しております。

今後、本町といたしましても受領委任払い制度や障害者控除の認定書の送付につきまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

検討していただけるということでありありがとうございます。

特に受領委任払いについては、していないのは阿久比町と南知多町だけです、知多半島の中で。やはり介護の利用者の利用しやすい、そういう制度にするためにも、ぜひとも導入をお願いしたいと、このようにお願いします。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、大きい項目の3番、今後の国民健康保険税のあり方についての関係でございますが、御質問、今後の国民健康保険制度のあり方のうち、御質問3-2は総務部長から、それ以外は私、厚生部長から答弁をさせていただきます。

御質問3-1、愛知県による9月の県保険料納付額の1人当たりの試算は、約15万円で県下一番となっている。激変緩和後も唯一15万円である。他市町は全て13万円台となっている。今回の統一は県内の平準化を目的としている。県に対して納付額削減のために、今まで南知多町としてどのような働きかけをしてきたのか、また今後どのような働きかけをするつもりかにつきまして答弁をさせていただきます。

本年3月と9月に納付金等の算定ルールに係る調査がございました。その中で納付金案分に用いる所得係数の算定について、納付金及び標準保険料率のガイドラインでは、国が示した愛知県の所得係数を用いるのが原則となっておりますが、本町としては保険料の増加を抑えるため、国が愛知県に示した係数よりも低い係数を設定するよう要望をいたしました。



しかし、本町と同じ要望を出したのは9市町村で少数であったため、その要望は通らず、原則どおり国が示した愛知県の所得係数を用いることとなりました。また、直接県の国民健康保険担当課と話をし、保険料軽減について協議をいたしました。なお、納付金等の算定ルールを含む愛知県国保運営方針は3年ごとに検証を行い、必要な見直しを行うことになっているため、今後も保険料の増加を抑えるよう要望していきたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

保険料を抑えるために町として積極的に出かけていってお話までしていると、そういうふうな対応で大変私としてもうれしく思います。私自身も県の国保税の担当者とも何度も電話で確認しながらやっております。それで、この前の県運営協議会のほうに出かけて傍聴してまいりました。そこのさまざまな資料を見ますと、先ほど言われた $\beta$ と $\beta$ 1、要するに所得係数ですね。南知多町は所得係数1で申告したわけですが、今回所得係数を1.2で県は計算してしまいました。しかし、県はデータとして全て $\beta$ 1で出したときの金額と $\beta$ を出した金額をちゃんと出しているんです、このように。これを私、ずうっと調べてみますと、9しか所得係数1しかなかったわけですが、実際にこれを見てみますと、所得係数1でやったほうが32市町村は下がっているんですよ。

やはりほかの市町村は、要するにその $\beta$ 1、 $\beta$ の部分の認知が余りされていなくて、そのまま答えてしまっているんじゃないかということは予想されたわけですが、今回決まった場合については仕方ありませんので、これでいくわけですが、当然、要するにこの所得係数1、1.2というのはとても変わってきます。南知多町でいえば約1,000円違ってきます、ここだけで。なおかつ県の国保運営協議会の回答でも、今後、弾力的な運用が可能となるよう $\beta$ 1の選択を残したもので、具体的には31年度以降の納付金算定結果において検討すると。だから、これも決まっちゃったものではないよということを県の当局も言っております。

なので、これはやはりもうだめだと思わないで粘り強く、32の市町村が下がっているわけですよ。にもかかわらず高い所得係数の1.2を使っているわけです、県は。これはおかしいでしょうと。そういうような主張をぜひともやっていただきたいと思うんです

が、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

今、議員の御指摘のとおり本町におきましては、 $\beta$ イコール1と $\beta$ イコール示された1.2の数字につきまして、本町としましては $\beta$ イコール1でやったほうが、比較的本町は所得が多いと言われておりますので、本町にとってはそのほうが俄然有利ということがございまして、そういうことで要望させていただいております。

今、議員が言われました32の市町村がそのほうがきっと有利であろうということであるということ、ちょっと私、そこまでわかっておらなかったんですが、であるにしても、これはその年その年の所得の状況とか、そういうものによって有利、不利というのは変わってまいりますので、一概に言えない部分はございます。ただ、所得係数につきましては、国のほうは愛知県に対して通常1.2の数字を使ってどうだということで一応国からは示されております。それを受けて県で協議した結果、最終的には国が示している数字でやるべきかということをやったということで私は把握しております。ただ、今言われましたとおり、今後協議していくべきものということで、また今後も県と話をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしく申し上げます。

やはり唯一15万円台の愛知県の中での町でございまして、ぜひとも努力していただきたい。またよろしく願いいたします。

次、申し上げます。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問3-2、保険税の賦課方式を4方式から3方式に変えることに伴うデメリットとメリットをどのように考え、デメリットをどのように対応する予定としてい

るかについて答弁させていただきます。

本町につきましては、現在の4方式であります所得割、資産割、均等割、平等割から資産割をなくし、3方式に変更することとした場合、まず資産割についての課題を考えますと、1点目としまして、資産割は他市町村に所有する固定資産は、保険税算定の課税対象にならないため不公平感につながる。2点目としまして、固定資産税等との二重課税に思われやすいこと。3点目としまして、被用者保険など他の保険制度では資産割は適用されていないこと。4点目としまして、固定資産の所有が必ずしも担税力につながるものではないことが上げられます。メリットは、このような課題が解消されることと考えております。

一方、デメリットとしましては、理論上、資産割をなくすことにより、その他の所得割等の率（割合）が高くなることで、これまで資産割が課税されていなかった加入世帯はどの程度の影響があるのか、また固定資産は変動が少なく安定していることに対しまして、所得割での課税額は好不況に左右されることから、安定的な財源確保が図られるかといったことがデメリットとして考えられます。

新制度になりますと、県は市町村に対し国保事業納付金額を決定し、その納付金額をもとに標準保険料率を提示することとなります。市町村におきましては、県に納める納付金の財源を確保するため、県から提示されます標準保険料率を参考に料率（税率）を決定し、保険税の賦課・徴収をすることとなります。

国保事業費納付金は、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し算定されますので、納付金や標準保険料率を抑えるためには、医療費を抑制するための特定健康診査・特定保健指導の受診率向上により生活習慣病の予防を図ることが保険者としての大きな課題と考えております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

積極的に、やはりこの問題は4方式から3方式に変えることについての議論を国保運営協議会なんかでやっていただきたいと、このように思います。

ワンクッション置くような、来年、再来年にやるというふうな手もあるんじゃないかと、このようなことも想定しながら議論していただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問3-3、来年度の予算編成に当たりまして、本年度の倍の約1億円程度の繰入予算編成が必要になると考えるが、その覚悟はあるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

本年11月時点での平成29年度決算見込みでいきますと、約6,500万円の剰余金が出る見込みでございます。来年度の予算編成に当たりましては、この剰余金を使うことにより法定外繰り入れを増額することなく予算編成は可能ではないかと考えております。

また、法定外繰り入れにつきましては、他の保険に加入している人からいただいた税金も使うことになるため、慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

法定外繰り入れについては、やはりさまざまな議論で入れていくことは私も承知しております。しかし、やはり保険税が極端に上がる可能性が非常に高いぞということが、もう今現在周知されてきておりますので、その点を十分に議論して、そして、ことし入れている額以上は必要ではないかというふうに考えております。ぜひとも議論していただきたいと、このように思います。

4番は結構ですので、次、お願いします。介護のほうの関係で福祉計画の策定のほう、4番のほうをお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

大きい項目の4番、障害者福祉計画についてということで、御質問4-1、障害者間の差別解消に向けて行政、バス会社等への働きかけと同時に精神障害者に対してまず船代金は南知多町独自に身体・知的障害者と実質的に同じになるように、現在の半額補助から全額補助に引き上げることが必要であるとするがどうかにつきまして答弁をさせ

ていただきます。

現在、町のコミュニティバス「海っ子バス」では、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対し、運賃の半額の割引を実施しております。

一方、町内の海っ子バス以外のバス会社等につきましては、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方に対しては、運賃の半額の割引を実施しておりますが、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対しては運賃の割引の適用がございません。

町としましては、町内の海っ子バス以外のバス会社等に対し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対しても、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方と同様に運賃の割引がされるよう、南知多町の公共交通を議論する場であり、町内の海っ子バス以外のバス会社等も委員となっております南知多町地域公共交通活性化・再生協議会の場で働きかけを行っていくことを考えております。

また、バス、船の事業者の割引とは別に、町は身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方に対しまして、バス、船の運賃の半額助成をしております。これにより身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の交付を受けている方は、町内のバス会社等の運賃は、事業者の割引とあわせて実質無料となります。

しかし、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方は海っ子バスの運賃については、町の助成と事業者の割引をあわせて実質無料となりますが、町内の海っ子バス以外のバス会社等の運賃については事業者の割引の適用がなく、町の助成だけありますので、運賃の半額を負担することとなっております。

なお、町としましては、身体・知的・精神の3障害について同様にバス、船の運賃の半額を助成するものと考えておりますので、今のところ精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方へ運賃の全額助成は考えておりません。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、精神障害者だとか全ての障害者の権利条約やそれから差別解消法等の法律が整備されております。その中でとりわけ一番の要点は合理的配慮という、そういう考え方が

されております。なので、例えば、まだ名鉄がしっかりとした形で精神障害者に配慮しないならば、それまでは南知多町が配慮すると、こうあってもいいわけですよ。これは非常になかなか議論では難しいところもあるかもしれませんが、そういう考え方をいわゆる合理的配慮の中の考え方としてもいいわけで、やはり現状の名鉄に対してのしっかりとした働きかけはぜひお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いたします。

次、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問4-2、南知多町として障害者の入院中、通院診療中のヘルパーの付き添いを認め、報酬を支給すべきと考えるがどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

障害者のヘルパーについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略して障害者総合支援法の第5条第2項で居宅介護が、第5条第3項で重度訪問介護が規定されております。

居宅介護は、障害者等につき居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うもので、身体介護を伴う場合は通院等介助できることとなっております。

通院等介助については、基本的には障害者の自宅から病院入り口までの往復での介助であります。病院の看護師が付き添えない、付き添いがいないとどこかに行ってしまうなど特別な事情がある場合、病院側の了解の上、ヘルパーが病院内まで付き添うことはできます。しかしながら、病院での診療中や治療中の付き添いについては、医療に係る行為のため、居宅介護の支援の対象外となります。

また、重度訪問介護は、重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うものであります。

現行では、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が医療機関に入院したときには、重度訪問介護の支援が受けられなくなりますが、障害者総合支援法の改正により平成30年4月1日から、入院中の医療機関においても利用者の状態などをよく熟

知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになります。

町としましては、障害者総合支援法で規定する障害福祉サービスの利用を基本と考えております。今のところ、障害者の入院中、通院診療中のヘルパーの付き添いを認め、報酬を支給することは考えておりません。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

30年度の4月1日から一部それが適用されるということだそうです。

ぜひとも、1人しか介護の付き添いできないと、もし自分が死んだらどうなるんだと、自分の子どもはと。そういう方が見えます。なので、やはりヘルパーが診察中の付き添いで、もちろん個人情報だとかいろいろなことがあると思いますが、その部分については既に認めているところもあるわけです。なので、やはりその検討を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、1番、2番あわせて回答をお願ひします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは御質問5-1、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の個別通知を実施し、料金は利用しやすい無料もしくは今の2,500円から2,000円へ利用しやすい額とすべきと考えるがどうかと、御質問5-2、子育て支援のためにインフルエンザ、おたふく風邪、ロタウイルス、B型肝炎ウイルスの任意予防接種への助成制度を実現すべきと考えるがどうかにつきまして、一括で答弁をさせていただきます。

肺炎球菌性肺炎は成人肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっているところでございます。

本町では高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について、過去に肺炎球菌ワクチン接種をしていないことを条件に、原則65歳以上の方について町単独で助成を行っております。御指摘のとおり個別通知は行っておらず、広報紙等でお知らせしているところでございまして、自己負担は2,500円でございます。個別通知につきましては、予防接種法に基

づく定期接種のうちB類疾病に分類されていること、また過去に接種した方は対象外となることなどから広報紙等でお知らせしているものでございます。

自己負担額2,500円につきましては、愛知県内では1,000円から4,000円の自己負担となっており、当面は2,500円の自己負担とさせていただくことと考えております。

次のものでございますが、御指摘の任意予防接種につきましては、助成を行っている市町村の例もあり、本町におきましても情報収集等に努めているところでございますが、ワクチンの効果や副反応の発生率などにより任意接種の分類となっているものと理解しておりまして、公費助成を行い接種を勧めるべきものか慎重に検討してまいりたいと考えております。

B型肝炎につきましては、平成28年10月から予防接種法に基づく定期接種のA類疾病となりました。A類疾病の対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないとされておりますが、B型肝炎の予防接種は生後2カ月以降から1歳までに3回実施するものでございます。母体がB型肝炎ウイルスに感染している場合は母子感染が起こる確率が高く、定期接種のA類疾病の対象から除外され、任意接種の分類となっております。この場合に必要な医療処置につきましては健康保険が適用されますので、その自己負担分に対する医療費助成を検討することになるものと考えております。また、B型肝炎の定期接種の対象年齢以外の幼児等への任意接種に対する助成は、経過措置によるもの以外は知多管内では実施市町村はなく、県下でも2自治体にとどまっている状況でございます。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

最後になると思いますが、私はことし65なんですよ。それで、肺炎球菌ワクチンについては通知が来ないから、今回これを質問しようと思って初めて自覚したんです。来年の4月1日までですよ。これではいけませんよね。

なので、ぜひとも個別通知は通知していただきたいと思うんですがどうですか。最後です。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。



次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、魚食の普及と水産物の消費拡大について。

南知多町の基幹産業である水産業は、観光や水産食料品の製造業など、本町の産業全体を支えています。この水産業の振興は町の産業全体の活性化にもつながるものがあります。

しかし、近年、魚の消費は低迷しており、若い世代や子どもたちを中心に魚離れが進んでいると思われています。水産業の振興を図るため、水産物の消費拡大、特に魚食の普及を推進する必要があると思います。そのためには、まず魚に親しみ、食生活に魚食を取り入れてもらうことが重要です。子どものときから魚や漁業に親しみ、水産業や海産物に対する理解を深めてもらうため、漁業体験や魚食普及の取り組みを推進していただきたいと考えています。

県下最大規模の漁港を有し、水産物の供給拠点である本町には、県の水産試験場があります。この施設は、さまざまな水産資源の品種改良などの漁業生産にかかわる技術の研究機関でございます。このような試験・研究施設において、漁業に関する知識の普及や子どもの漁業体験などを行っている機関があります。こうした取り組みを参考に、水産試験場と連携して水産物の消費拡大や魚食の普及を推進するため、県にこの施設の活用を強く働きかけていただきたいと思います。

また、地産地消の考え方を取り入れて地場産物の消費拡大を推進している自治体もあります。本町の地元食材として、海産物を学校給食などに積極的に取り入れるなど、町としても地産地消と水産物の消費拡大に努めていただきたいと思います。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 漁業の振興を図るため、本町の水産物を全国に広く周知し、消費拡大にどのように取り組んでいるか。

2. 学校給食において、魚食の普及・拡大を行っているか。また、海産物の地産地消の推進のために取り組んでいることはあるか。

3. 町内外の子どもたちに体験学習などを通じて漁業や水産資源に対する理解を深める取り組みを行っているか。

4. 愛知県水産試験場実施事業として、魚食の普及・拡大の取り組みはあるか。

5. 町長は漁業の啓発や魚食の普及について、水産試験場との連携の可能性はどのように考えているか。以上です。

再質問は自席にて1つずつ行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、魚食の普及と水産物の消費拡大についての御質問1-1、1-4、1-5につきましては私、建設経済部長から、御質問1-2、1-3につきましては教育部長から答弁させていただきます。

まず御質問1-1、漁業の振興を図るため、本町の水産物を全国に広く周知し、消費拡大にどのように取り組んでいるかにつきまして、答弁させていただきます。

現在、町では、豊かな自然や文化などに育まれてきた素材とすぐれた技術、技法から生み出された数多くの町産品の中から特にすぐれたものについて、南知多町産業振興協議会が南知多ブランド「ミーナの恵み」として認定しております。水産加工品におきましては、特上シラス、小女子、ワンフローズンしらすが平成26年に認定されております。

これらの商品を南知多町のブランド品として町内外に発進することで知名度を高め、販路拡大や需要の増加につながれると考えております。

また、ミーナの恵みや商工会が認定した南知多名産認定品をはじめとした水産加工品においては、ふるさと納税であるふるさと南知多応援寄附金の謝礼品として多く紹介されており、今後も町外に広く情報発信するとともに消費拡大に努めてまいります。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

答弁にもありましたふるさと納税の謝礼品についてですが、以前に私、一般質問で取り上げさせていただきました。産業の振興の面から謝礼品の拡充を求めましたが、その後はどのように対応して、どういう結果という状況にあるかを教えてください。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

吉原議員からは、平成26年3月の議会におきまして、その一般質問において、ふるさと納税制度を活用して本町の特産品を全国に発信してはどうか、また返礼品として豊富な本町の特産品を協力者の方に選んでいただけるよう拡大してはどうかという、こういった御質問、御提案をいただいたところでございます。

町といたしましては、その後、返礼品を平成26年度におきましてはミーナコーン1品目でしたが、平成27年度には35品目、さらに現在では、これが126品目にまで大幅に拡充をしてまいりました。この制度を活用した特産品の全国発信に努めてまいりました。

その結果でございますが、平成26年度においてのふるさと納税の実績でございますが、これは60件で寄附額も約194万円とこういったことではございましたが、これが翌年の平成27年度には407件、約1,000万円の寄附、さらに平成28年度におきましては1,164件で3,300万円を超える金額となっております。

この町を応援してくださいました皆様に感謝を申し上げるとともに、海産物をはじめといたしました町の物産が広く全国に発信できているものと、このように考えております。

（9番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ついでですが、途中ですが、今年度の状況はどうですか、お聞かせください。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

本年度、平成29年度の途中経過でございますが、この10月末の時点におきまして840件、1,598万円のふるさと納税の寄附額となっております。

この実績におきましては、前年度の同時期に比べまして約2.5倍の寄附額となっております。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

わかりました。

今後に期待して、次の質問に行ってください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1－2の学校給食において魚食の普及・拡大を行っているか。また、海産物の地産地消の推進のために取り組んでいることはあるかにつきまして、あわせて答弁をさせていただきます。

学校給食の目的は、学校給食法におきまして、子どもたちの心身の健全な発達及び食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で、学校給食は重要な役割を果たすと規定されているところです。また加えて、この学校給食を通じて食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであって、命、そして自然を尊重する精神を養うこと、食生活が食にかかわる人たちのさまざまな活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、そして各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めることが求められているところであります。

本町におきましても、こうした法律の視点、食育の視点に立ちまして学校給食に取り組んでいるところであります。もちろん賄材料費に係る町の予算の関係もございますが、給食の食材、材料の選定に当たりましては、地元産、県内産であることを配慮した上で、価格、品質、味などを総合的に判断するようにしております。

御質問いただきました学校給食における地産地消の取り組みの一つとしまして、毎月1回、19日を南知多のお魚の日と位置づけておりまして、シラス干し、サバ、タコ、ワカメなど、南知多町産の海産物を使った給食にするとともに、献立予定表や食育の啓発資料で地元産の食材である旨をお知らせしているところであります。

また、地元産や旬の食材を使用した我が家のアイデア料理というものを子どもたち、そして各御家庭を対象に毎年募集を行い、コンテストを実施しています。そして、入選をしました作品を年5回ではありますけれども、献立に採用するなど取り入れておりまして、予算の関係もございますが、できる限り地元の生産者ともつながる給食となる献立をふやすことによって、学校給食を通じて地元の海産物、農産物の普及・拡大に

つなげていければと考えているところであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

ありがとうございます。

やっぱり地元の食材を使ってもらおうということは、私たち漁師にとっては本当に幸せかなと思っております。

地元産で使ってもらった評価のよかったアイデア料理というのは、どういうものがあるんですか。水産物を使ったアイデアがありましたか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

29年度の我が家のアイデア料理の入選者の中に、5 品目でございます、5 人ということでございますけれども、海産物に限定しますと、10月にシラスを使ったチヂミという献立、それから12月に予定しておりますのは、のりのりのりチー春巻き、2月にタコ天が入選しておりますので、こうした献立になるものと考えております。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

次に行ってください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1-3の町内外の子どもたちに体験学習などを通して漁業や水産資源に対する理解を深める取り組みを行っているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

学校における漁業や水産資源に対する理解を深める取り組みとしましては、町主体の取り組みと、各地区の皆さんの御協力のもと、各学校主体の取り組みとに分かれます。

まず、町主体の取り組みといたしましては、建設経済部産業振興課が担当ですが、町内の小学校を対象に種苗放流事業を行っております。この事業は、子どもたちに稚魚の放流を体験させることで地元の漁業に興味・関心を持ち、自然の豊かさや大切さを感じてもらうことで水産資源の保護や環境保全に対する意識の向上を図ることを目的に毎年実施をしております。

次に、各学校主体の取り組みとしまして、その一例を御紹介させていただきます。

まず、地域の産業としての漁業という観点では、小学校3年生の総合学習の授業における地域を知る学習という授業におきまして、漁港を見学したり、漁師さんからの話を伺ったり、また実際に漁船や漁具を見せてもらったり、学校によってはノリの種つけ作業を見せてもらい、その学習を深めているところであります。また、小学校5年生の社会の水産業の盛んな地域という授業においては、水産加工場の見学に行っている学校もございます。

次に、海に親しむ体験活動という観点では、先ほど御説明させていただきました種苗放流事業に加えまして、知多自然観察会や、県の水産試験場、町の環境課などから講師を招いて、南知多の海や磯で見られる生き物について学ぶ自然観察会を実施している学校もございます。

また、魚食に関する体験活動を積極的に行っている事例としまして、篠島小学校、日間賀小学校におきまして、漁協や観光協会、PTAの皆さんに御協力をいただき、魚さばき教室を開催し、調理して食べる体験をしているところです。

最後に、町外の子どもたちに対する取り組みとしましては、内海、山海、篠島、日間賀島地区におきまして、町の観光協会各支部を中心に地びき網、干物づくり、漁師体験などを実施していただいているところであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

初めて聞きましたが、それぞれの小学校でいろんな取り組みをしているんですね。

それでは、県の水産試験場と協力して行っていることはありませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

事例としまして、議員の言われることとマッチするかどうかあれですけども、日間賀小学校において、魚食の伝道師という事業を開催しております。

島内在住の漁師さんとか県の知多農林水産事務所、水産課の職員になりますけれども、そういった方に来ていただいて授業をしてもらったり、アサリや天草を実際に浜でとって調理して食べる体験をしております。

水産試験場も農林水産事務所の関係という県の施設ということもありますので、そういったことを御紹介させていただきました。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

豊浜漁協においても市場の見学などを漁協が行っていますが、お互いに協力しながら子どもたちに魚のことを知ってもらいたいと思いますが、今、県からの漁業士、漁師さんの漁業士というのがあります。この人たちが、今、魚離れをしておる中、本当にあちこちで若い奥様たちの指導に当たっております。それはここの本町でもやっております。かるも保育所とか美浜の福祉大学など、いろいろなところで漁業士さんたちがやっております。こうしたことは町長も知っておると思いますが、こうした活動を見ておると、できれば水産試験場もそういった場所を提供してもらうことも必要じゃないかと思っておりますので、どうかまたよろしく。

次へ行ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは御質問1-4、愛知県水産試験場の実施事業として、魚食の普及・拡大の取り組みはあるかにつきまして答弁させていただきます。

豊浜にあります愛知県水産試験場漁業生産研究所は、美しく豊かな漁場環境の確保と水産業の振興、漁業経営の安定を実現するため、漁場環境の回復のための藻場再生技術の開発やイカナゴを代表とする資源管理技術の開発、競争力ある経営体育成のため、高

品質で安定生産に必要なノリ養殖技術などの開発、漁業者と協働して水産資源を守り、持続可能な漁業を行うための調査・研究機関であります。

このことから、豊浜にあります愛知県水産試験場漁業生産研究所においては、魚食普及・拡大の取り組みは実施しておりませんが、蒲郡にあります愛知県水産試験場本場においては、試験研究の成果等を紹介し、水産業への関心を高めるため、見学や実験、試食など、大人から子どもまで楽しく学べるように水産試験場公開デーを年1回開催されております。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

この豊浜にある水産試験場の建物の中には、100人ぐらいの入れる部屋や展示室もあって立派な建物でございますが、映像などの展示設備も、とにかく古くて活用できないと思います。この設備だけでも新しくなれば、漁業のことを知ってもらう場として利用できると思いますが、いかがでしょうか。

いろんな活動が先ほど答弁にもありましたが、蒲郡の本場でできているなら、こちらでもできるのではないかと思いますので、ぜひ県にも考えてもらい、町としても強く要望してもらいたいと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは御質問1-5、町長は漁業の啓発や魚食の普及について、水産試験場との連携の可能性をどのように考えているかにつきまして、町長に答弁ということでございますが、まず先に私、建設経済部長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

現在、愛知県水産業改良普及事業により魚食普及活動として、愛知県漁業士会が保育園の保護者などを対象とした魚食普及料理交流会を実施しており、本町でも保健センターで毎年2回ほど開催されております。

このような事業を漁業生産研究所において水産研究の成果の紹介や水産業の知識等の



座学に加え調理体験する場として活用できれば、ほかの地区にない施設となり得るかもしれませぬ。

しかしながら、豊浜にある水産試験場漁業生産研究所は愛知県の施設であり、愛知県の行政組織規則において、調査・研究機関として位置づけられており、施設見学、漁業者の相談等には利用されておりますが、水産業の普及活動は蒲郡市にあります水産試験場本場の所管事務となっているのが現状であります。

漁業の啓発や魚食の普及について、水産試験場漁業生産研究所との連携の可能性につきましては、今後も愛知県と協議しながら研究業務に支障のない範囲での施設の活用を要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

ありがとうございました。

最後に、町長、可能性があると思ひますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

以前から小佐の水産試験場に対しましては、吉原議員からさまざまな御要望をいただいております。

何とか、県の施設ではございますが、南知多町の魚食普及も含めまして、若い漁師さんたちが常滑に行ったり、うちの保健センターの調理室でいろんな方を招いてさばいている姿を見ますと、そういう場所があつてもいいんじゃないかと、特に豊浜漁港につきましては漁獲高、愛知県1 番でございますので、そういったところに対しまして、漁師さんの方々も魚食普及に貢献しておる以上、蒲郡のみならず、我が家のほうにもそういうものをつくって魚食普及あわせて、中でどういう研究をしているかということに関しまして、もっともっと広げていってほしいと。

ちょっと調べたところ、去年は名古屋の小学校が3 つほど209人、それから一般の人は239人、合わせて448人があそこに一般の人が、あるいは子どもたちが来て研究の内容

を紹介しておるようでございますが、それが多いか少ないかの視点から見ますと、まだまだ、あれだけ立派なところですから、中にある資機材も古い、そういうことも訴えながら議員の要望に応じていきたいと考えております。御協力のほどよろしく願いいたします。

( 9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

豊浜だけじゃなく、南知多町の漁業、水産業は愛知県にとっても重要な産業だと思います。以前にも、水産試験場を子どもたちが学ぶ場としてもっと活用してもらいたいとお願いしたことがあります。今でも古い展示施設が残っていますが、南知多町の産業を知ってもらうためには、大いに役立ててもらえる施設だと思います。

町長にもアイデアを出してもらい、協力してもらうことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 11時57分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、津波浸水域の見直しについて。

3・11、あの日を忘れない。月日の経過とともに、私たちの心の中に潜む油断をいま一度、見詰め直すべきと思われます。

5月議会で確認したように、南知多町には最大9.5メートルの津波が押し寄せると想定されています。しかし、標高4メートルの内海保育所、4.4メートルの内海中学校は浸水想定域には入らず、2次避難所と指定され、津波防災マップを見た人にはあたかも

安全地帯と勘違いする人もいると思われます。

東北地方の例を出すのは忍びがたいですが、宮城県女川町では、想定津波高が5ないし6メートルのところへ17.5メートルの津波が押し寄せました。南知多町に例えるなら、この役場庁舎に避難した人たちが車ごとさらわれた状況となり、想像すら難しいと思われます。また、陸前高田市では、指定避難場所68カ所のうち35カ所で被災し、亡くなった方も多数おられます。

そこで、浸水域の担当部署である愛知県建設部河川課に質問をぶつけてみたところ、翌日には24ページにわたる資料などを送っていただきました。

計算条件の中では、幅10メートル以下の河川については、津波が川をさかのぼる遡上は計算外となっており、仮に4ないし5メートルの津波が遡上を始めると、越水した水により堤防は破壊され、現在あるバタフライ式の水門からは各支川に簡単に浸水すると考えられます。また、伊勢湾内では、共振現象により場所によっては想定以上の津波が長時間にわたり発生する可能性も過去の事例、釜石湾等により立証されておられます。

浸水域の線引きがある以上、人はそれを基準にし、避難に対する心構えも違ってくると思われます。河川からの津波の影響も含め、例えば5メートル以下を全域浸水域にする等、見直しを図るべきと思われます。

愛知県の資料にも、確実な避難のためには、今後、市町村で作成するハザードマップを活用すると結んでおられます。

そこで質問です。

1番、町民の素早い避難を促すためにも、浸水域の見直し、広報での変更のお知らせが必要と思うが、町の対応はどうか。

2番、浸水域の見直しを考えたとき、9月議会でも質問した内海高校、JAの知多南部花きセンターを非常時に使わせていただく件の進捗状況はどうなっているか。

関連がありますので、1番、2番あわせて回答をお願いいたします。

大きい2番としまして、企業誘致による産業の振興について。

先般、議員の視察研修として富山県の小矢部市を訪問いたしました。小矢部市では、東海北陸自動車道の全線開通を見越し、北陸自動車道、能越自動車道とあわせて3つの高速道路が交わる立地条件を生かし、平成19年12月に大規模なアウトレットモールの誘致に向けて調査を開始しました。その後、15.6ヘクタールに及ぶ産業団地の造成を行い、平成27年に三井アウトレットパーク北陸小矢部の誘致に成功いたしました。この誘致に

より1,500人から2,000人の新たな雇用が創出され、年間300万人から350万人の交流人口の増加、定住人口、市税収の増加にもつながっております。

さて、本町におきましては、人口の減少が続く中、地域経済も縮小しており、町内の事業所や店舗の流出が多く見られます。町の活性化と生活の基盤を確保するためにも、新たな企業や商業施設の進出を望む声が高まっています。

これまでも町内において、大規模な開発を伴う事業が幾度か計画されてきたものの、実現されなかったものも少なくないと思います。中には、本町での事業化を断念し、隣町に転出した案件も聞きます。

そこで、町内産業の流出を防ぎ、新たな企業を誘致して、町の活性化を推進することについて質問いたします。

1番、南知多町において、町が事業主体となって大規模な産業の誘致を計画したことはあるか。また、大規模な民間開発で計画されながら、実現できなかった事業としては、どのようなものがあるか。

2番、本町での大規模な開発の障害となる要因は何か。

3番、工業団地を造成して、企業の誘致を進める考えはあるか。また、進出企業に対する優遇措置はあるか。

壇上での質問は以上として、再質問については議席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問1-1、町民の素早い避難を促すためにも、浸水域の見直し、広報での変更のお知らせが必要と思うが町の対応はどうか。

御質問1-2、浸水域の見直しを考えたとき、9月議会でも質問した内海高校、JAの知多南部花きセンターを非常時に使わせていただく件の進捗状況はどうなっているかにつきましては関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

本町が津波防災マップで用いている想定は、愛知県が平成26年5月に公表しました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果による津波浸水想定の中で、理論上最大想定モデルと呼ばれるものでございます。

この想定は命を守るという観点で、想定外をなくすことを念頭に、地震対策を講じる

ことが不可欠であるとの考え方から、あらゆる可能性を考慮して設定された最大クラスの地震・津波のモデルでございます。

ただし、この想定は一定の条件に基づいた想定されたものであり、今回の想定と異なる地震・津波により、異なる様相となることもあるとされております。また、幅10メートル以下の河川の遡上による影響を考慮した想定ではございません。地震・津波による被害を想定することは、条件の設定やデータの扱い方、分析方法など、専門的な知見や技術が求められ、諸条件を加味した正確な想定を町独自で行うことは困難な面があるのが実情でございます。

したがって、今回、議員のおっしゃられる、例えば5メートルという数値を設定する根拠を決めることが困難なため、町独自で津波浸水想定を見直すことは現段階では考えておりません。

一方、津波からの避難の基本は高台への迅速な避難でございます。標高10メートル程度の高台へ避難することで、河川の遡上等による想定外の被害から町民等が身を守ることは可能だと考えられます。町の津波防災マップでは、津波一時避難場所の位置に加え、標高10メートル未満の場所を津波浸水想定区域とは別の色で表示するなど、避難の参考となる情報を掲載しており、町民等に対しては、迅速に津波一次避難場所等の高台へ避難することを呼びかけていくことで、津波からの安全かつ円滑な避難の実現を図っていく考えでございます。

また、内海高校及びJ Aの知多南部花きセンターの使用に関する取り組みの進捗状況でございますが、非常時使用に際しての協定書原案を作成中であり、今後、内海高校やJ Aと内容について協議し、協定締結に向けて進めていく予定でございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

遡上についてちょっと追加といいますか、川からの遡上ということですが、名古屋市の想定でも海沿いの浸水はもちろんでございますが、堀川、山崎川、天白川、内陸部からの浸水をより警戒しております。

堤防が1カ所でも破壊されれば、海拔の低いところ、海拔ゼロメートル地帯がかなり

あるということで、どこか1カ所でも壊れますと低いところからどんどん水が入ってきます。最悪は、名古屋駅までの浸水も想定しているようでございます。

私たちは防災の仲間と今月の3日になりますが、静岡の防災センターに行ってみりました。そして、その中の設備といいますか、熊本地震から東北、長野、阪神、そういった震災の状況を体験できる形も行ってまいりました。その中で津波に関してですが、50センチ、70センチ、今ここで5メートルとか10メートルの話をしていまして大変低い津波の高さということで考えられますが、それすら足をすくわれて亡くなる方もたくさんいると思います。それほど浸水域というのを線引きがあることで、一般の人が安心されるということは大変大きなことだと思いますが、その浸水域についての重要度というのは、再度伺いますが、いかにお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

ただいま名古屋市の堀川等の河川について、そういった危険度があるということで、河川の遡上等の重要度ということで、町の見解ということでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、本町がこの津波防災マップで用いている想定は、先ほども言いましたが愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測調査結果による津波浸水想定の中での理論上最大のモデルでございます。

議員が先ほどおっしゃられました宮城県女川町におきましては、近い将来、高い確率で発生すると予想されておりました宮城県沖の地震で、当初予想津波高が9メートルとされていたのが、東日本大震災では18メートルから20メートルと、あらかじめ想定したものと全く違うものでございました。

この東日本大震災の教訓によりまして、想定外を避けるため、あらゆる可能性を想定した最大クラスの地震・津波を想定したものでございます。

ただ、議員の御指摘のとおり、幅10メートル以下の内海川の遡上による影響は考慮しておりませんし、地震・津波は自然現象でございますので、不確実性を伴うもので想定どおりの地震・津波が発生するとは限りません。また、津波防災マップの浸水想定区域外に住んでみえる場合、私の家は大丈夫だとか安心だという、心理的にそのように思われる方も見えるかも知れません。

こうしたことから、こうした津波避難マップなどのハザードマップに頼り過ぎますと、

想定している災害のイメージを固定化してしまうということにもなりますので、現時点におきましては、津波浸水域や2次避難場所の変更は今現在考えておりませんが、ハザードマップにつきましては、あくまでも予測図であることと、その仕様については注意事項などをホームページ上で掲載するなどし、また、津波からの避難は高台へ避難することが基本であることも引き続き防災訓練等で呼びかけていくことで対応していきたいと考えております。

そして、9月議会で議員より御意見、御提案をいただいております南知多インター周辺の高台にある内海高校、JAの花きセンターにつきましては、関係団体との御理解と御協力をいただきながら、災害時に利用させていただくことができれば、住民の方の不安を少しでも和らげることができると考え、現在取り組んでおりますので御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

2番目の回答としまして、内海高校、JAとの協議を、協議中ということなのですが、話し合いは今されておるのか。全然、まだ一方通行で、こちらからゼロなのか、どんな感じでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

内海高校につきましては、先ほども部長が答弁しましたように、原案を作成中でありまして、事前に電話で一報を入れさせていただきました。今後そういったものの、こちら側の意向を高校のほうには伝えてございます。

JAにつきましては原案を作成しまして、現在、一度、南知多事業本部のほうに伺っております。その場で向こうの担当者のお言葉として、前向きに検討していくように、今後、常滑の本部と相談をしながら進めていきたいというお言葉をいただいております。ですので、この協定につきましては、今年度中に私ども、JAあるいは内海高校と結んでいくように進んでいきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

9月の質問でさせていただいて、早速、申し入れと申しますか、今、もう既に話し合  
いに入っているということで、大変早急なということで、この防災に関しては本当に一  
刻を争うというようなことですので、そのような感じでどんどん進めていただくとい  
うのは大変ありがたいことと思います。

そうなりますと、例えば今年度中にそのような形が締結されるということになれば、  
防災マップの書きかえというのは考えておられるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

防災マップの変更ということでございますが、防災マップに今載せる情報としまして  
は、地域防災計画のほうにも当然載せてある情報をそちらに載せていくわけございま  
すが、地域防災計画のほうでも避難所、追加になった場合にそちらが変更になってきま  
すので、そういった防災計画の変更と絡めながら、防災マップの見直しをする際には、  
より皆さんにわかりやすいようなマップになるような作成を心がけていきたいと思っ  
ております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

そのような形が決定次第、早急に防災マップの書きかえであり、配付のし直しも検討  
していただきたいのと、先ほど来、くどいようにちょっとお話もさせていただいており  
ますが、津波の浸水域の見直し、そこで線引きが難しいということであれば、この津波  
浸水域はある程度の数字に基づいた線引きであって、実際には訓練と申しますか、自分  
のところの地域、住んでいる場所は大変危ない場所だよというようなことを一言何かコ  
メントを考えるなりして追加していただき、身の安全を図るような、地域住民のための  
何か広報していただきたいと思いますが、その辺の追加としてやれそうでしょうか、い  
かがでしょうか。



○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

先ほども答弁させていただきましたが、この津波防災マップの利用の注意事項ということで、例えば女川町のホームページには同じようなマップがございます。また、そのときの利用についての注意事項ということで、津波浸水予測図の使用に当たっての注意事項ということでございますので、こういったことも参考にしながら、いろいろこういったことを条件に想定した地図でございますので、注意してくださいというようなことは、また皆さん方に呼びかけていきたいと思っております。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

今後、私たちも地域の防災訓練では、そういったことを必ず常に呼びかけるようにいたしますし、町が関連する訓練、いろんな場所でもそういったことを広報していただくのをお願いして、次の質問をお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは御質問2-1、町が事業主体となって大規模な産業の誘致を計画したことはあるか。また、大規模な民間開発で計画されながら実現できなかった事業としてはどのようなものがあるかについて、お答えをさせていただきます。

これまで町が事業主体となって大規模な産業の誘致を計画したことはございません。また、町がかかわった大規模な開発といたしましては、それで計画されながら実現できなかった事業といたしましては、平成2年5月に町、師崎漁協、民間7社の出資により第三セクター方式の南知多リゾート開発株式会社を設立し、師崎の西浦海岸を埋め立てるマリンメッセ師崎の計画がありましたが、景気の低迷やバブル崩壊による社会情勢の変化などにより、事業採算性が困難と判断されまして、平成10年6月に解散に至っております。

それ以外にも、この時期には、ゴルフ場やモトクロスサーキット場、リゾートホテル、温泉掘削等、民間事業者による開発が数多く計画されたことがございましたが、これらの計画の中には、社会情勢の変化などから事業着手には至らなかった、そういった事例が少なくないと、このように聞いております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

たくさんの観光を主体にしたものとかいろんなものが来ていながら、正直なところ、何もできなかったというような思いが悔いとして町民のほうでも悔しい思いをしていることがいっぱいあると思います。

近場でいえば、隣の町にある煎餅屋さんも南知多町で出すべきだったのか、出したかったのかということも聞いておりますが、私ども南知多町は本当に山あり、海あり、風光明媚なところがかえってこのような産業を呼び込むというときには、平地の少ない場所であり、工場誘致には向いていないかもしれませんが、例えばですが、どれか一つを想定していただきながら、今だったら何とかとってみたかった、とれるんじゃないかというような思いはあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

過去に本町にありました企業が町外に転出した事例と、こういったようなものは幾つかあると思います。ただ、その理由やそのようなことに至った経緯、事情につきましては、詳細まで把握をしておりません。

先ほどお答えしましたような、午前中の答弁でもございましたが、いろいろな町の状況、土地あるいはインフラの整備、こういったようなことを総合的に企業のほうでも勘察された結果だと、このように推測をしておりますけれども、町におきましても、本町にそういった企業が立地する、具体的な立地の優位性を示すことができなかつたと、このようには考えております。

過去における事案が今あったらといったような想定でございましたが、社会環境、あるいは経済状況、こういったようなものも変わってきておりまして、また今このような

対応ができるかどうか、どのような対応になるか、こういったようなことは、今、明確にお答えすることがちょっとできないかなというふうに思います。

しかしながら、地域の雇用や経済的効果を期待して企業の誘致や立地を望む、そういった声がこの町の中にも多々あるということは承知をしております。この南知多町、この地域がどういう地域であるのか、あり続けようとするのか、こういったような町民の皆様いろいろな御意見もいただきながら、さまざまな規制の持つ、これも意味があるかというふうに思っておりますので、そういったようなこともまた考え合わせながら、この町に合った産業を定着をさせていくと、こういった努力をしていきたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いろんな時の流れとかいいですか、いろいろまた条件も変わってくると思いますが、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

2番目をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

では、続きまして、御質問の2-2、本町での大規模な開発の障害となる要因は何かについて、答弁をさせていただきます。

本町におきましては、この区域の約85%が市街化調整区域となっております。また、町のほぼ全域が自然公園に指定をされております。さらに、市街地を除く地域の多くは農業振興地域の指定を受けております。都市計画法をはじめとしまして、これらの自然公園法、あるいは農業振興地域の整備に関する法律、こうした法規制に加えまして、さらには地形的にも造成に適しない丘陵地が多いこと、あるいは工業用水などの産業インフラの整備もおくれていると、こういったようなこともございます。

また、物流の面からも道路等の交通のアクセス等、決して企業の立地に適した条件を満たしている、このようには言えない状況かというふうに思います。

こうした本町の特徴が大規模な開発に適した用地の確保を困難にしております、工

場や商業施設などの立地・開発の障害となっていると、このように考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

調整区域、自然公園法、農業振興地域指定のいろんな法規制というお話を聞いてしまうと正直な話、大きい誘致というのはもうできない。今の時点で正当性、正面からぶつかっていくと何もできないというようなことでよろしいのでしょうか。もう一度お答えください。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

恐らく議員が視察してこられた小矢部市、ああいったような平野部に広い土地があって、しかも、そこに道路交通網の非常に要衝になっていると。こういった立地条件にある土地とは、やはり南知多町の場合は、基本的にその立地条件が異なると、このように認識はしております。

議員が視察してこられたような大きな産業開発、こういったようなものは非常に難しい状況にあるということは御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、榎戸議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、やはり今この町も含めて、国においても進めておりますこういった地方の創生、あるいはさまざまな特区制度、こういったような規制緩和の動きがあることも今の時代の流れとしてございますので、こういったような動向にも注視しながら、本町に合った産業を立地させていくと、こういった方向性で考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

誘致といいますと商工業の誘致ということで、ただいま大型の工業誘致というのが大変厳しい状況だというのがありますが、例えば商業に捉えますと、国道・県道の沿道サービスといいますか、そういったようなものとか、以前ちょっと話も聞いたことがある

んですが、道の駅とかそういったものはどのような考え方、誘致といたしますか、発展に際してどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

商工業のうち、国道・県道沿いの沿道サービスはどうか、また道の駅については可能性あるかにつきまして答弁させていただきます。

商工業のうち、国道・県道線沿いの沿道サービスにつきましては、市街化調整区域において開発許可の規定にかかわらず、都市計画法34条の2項において地区を指定し、許可されております。

ホテル等の観光開発につきましては、主に国道沿いの市街化調整区域内に区域指定しております。また、ドライブインなどの沿道サービスなどにつきましては、市街化調整区域内の国道・県道の路線において設定しております。道の駅につきましては、34条の2項による沿道サービスや34条の9による道路管理施設や休憩所、給油所などの設置が可能となっておりますが、いずれにしても、具体的に何をつくるかにより判断されるものと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

例えば、今、言われた沿道サービス等でもそうなんですが、当然店を出そうと思うと電気とか水道を最低限引き込むということで、そういったところでの不便さとか、何か引き込むのにお金がかかり過ぎるとか、そういった問題はどうかでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

電気とか水道、場所によっては不便じゃないかという御質問でございますが、当然場所によっては水道が引かれていない場所もあると思います。その場合は、建設していただく事業者の方に当然引いていただく、電気も当然そこまで引っ張っていただくという格好になりますので、そういう部分に関しては不便な部分があるのかなと考えておりま

す。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

では、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは御質問の2-3、工業団地を造成して企業の誘致を進める考えはあるか。また、進出企業に対する優遇措置はあるかについて、御答弁をさせていただきます。

質問の2-2でお答えさせていただきましたように、土地利用におけるさまざまな法規制があること、平地が少なく優良な用地を造成・確保することが難しいと見られること、あるいは物流等の交通アクセスや市場規模から来る企業の立地ニーズが不透明なことなどから、現在、町においては工業団地を造成して企業を誘致するという、こうした具体的な活動は考えておりません。また、進出企業に対する優遇措置も本町独自で整備されたものではありません。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

他の市町の企業誘致に積極的な自治体では、例えば進出企業に対して課税、いろんなところでの優遇措置を設けているところを聞きます。また、先ほど聞きました沿道サービスにしても、1件ずつがどんどんできていけば、電気・水道もそれに倣って引っ張る距離も少ない、いろんな初期投資にかかるお金も少ないということですが、そういったものの優遇措置も含めて税金の優遇措置、それについて積極的な、例えば隣町や何なりで、そういったものをやっている自治体があるかどうかを知ってみえるか、それか当町としては、そのような対応を今後何かやっていく検討があるのかどうかを含めて御回答をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

企業進出に係ります課税などの優遇措置につきまして、近隣の状況がどうなっておるかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、隣町でございます美浜町におきましては、本町と同様に独自の優遇措置は設けておりません。武豊町や東浦町におきましては、町内への工場設置の設備投資に対しまして、固定資産税相当分を一定期間、助成・交付する優遇措置を設けております。また、常滑市や知多市におきましては、さらに雇用促進のために地元市民を新規に雇用した場合に奨励金を支給し、進出企業に対する優遇措置を整備しておる状況となっております。

現在、この南知多町におきましては、こういった優遇措置を整備するという予定はございません。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今、やってまいりましたように、誘致とかいろんなところでもかなり新規で入ってこようとする、門が狭いような感じを受けておりますが、例えばですが、せめて町内の事業者、そういった方たちが事業を拡大ということで、例えば工場、いろんなところに、そこの工場の隣に建てようとしても地域住民の迷惑、また土地の確保、いろんなところで問題があると思います。ということで、南知多町内、そういった工業団地を誘致、これは規模の大きさは別としまして、そういったところをやることによって、わざわざ地域の中で大きくやっ払いこうという方を、町外へ追いやるようなことは大変もったいないような気もしますが、そういった工業団地とかいろんなものに類いするようなものをやっ払いこうと思ひなり何なりはあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

工業団地のような形で企業をこの町にとどめると、こうしたことで南知多町の経済を活性化させていくといったようなことが重要性ということは、これは私どものほうも十分認識をしておりますし、また町民の方がそういったことを望んでみえる方も多々おら

れるということも承知をしている次第でございます。

ただ、先ほどのような事情から、なかなか用地の確保がまずは困難というところから、具体的な場所を用意しての誘致というのは、町としては財政的な問題もござい  
ますが、非常に難しいだろうというふうに考えております。

ただ、先ほど申しましたが、特区制度に規制緩和がされれば、あるいは農地の転用だ  
とかそういったようなことも可能になるかもしれません。ただ、そういったようなこと  
につきましても、やはり南知多町はこれまで農業・漁業、そういった1次産業を柱にお  
いて発展してきた町でもございます。そういったようなところの町民の合意と申しま  
すか、全体的な方向づけをしていく必要はあろうかなというふうに思いますので、こう  
いったような点につきましては、やはり社会情勢の変化などを見据えた上で、大きな議  
論がまた必要かなあというふうに考えております。

町の経済発展をこれで進めていくと、後はどういったような具体的な政策をそこで打  
ち出せるかということころは、まだやはり研究課題が大きいなあというふうに感じてお  
ります。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

工業団地等をやるというのがなかなか難しいかもしれませんが、個別の対応にしても  
何らかの相談なり何なりを親身になって受けていただいて、1件ずつ1件ずつ、そのよ  
うな形があれば対応していただきたいと思います。

ここで、町長にお伺いいたします。

駅前開発、住宅開発も含めまして、やはり雇用の創出、労働人口の増加、そして最終  
的には定住人口をふやしてもらうためにも、やはり活性化の根本はいろんなものを、そ  
ういった開発も含めたものをどんどんやっていくことだと思いますが、南知多総合開発  
計画も含めまして、まちづくりをどのような形で目指していきたい、そのような再  
度ビジョンはあるのかということをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）



まちづくりということの最終的な質問になっておりますが、ちょっと範囲が広いかなあと思っております。

ただ、今、今回の質問の中の核となるものとして、企業誘致、あるいは総合戦略でも示してあるわけですが、工場適地の整備、地理ある土地利用と起業相互間の連携を強化して、新たな工場適地の調査・検討をして、企業の立地や移転を進めますとうたってあるわけです。

そもそも私たちの町は、太陽と緑豊かなまちづくりを基本としておりますので、その中で当初、企画部長もお答えしたように、調整区域が両島の都市計画区域外を除けば90%あるわけです。基本的に都市計画法上、建物等をつくってはいけないという位置づけでの調整区域ということを考えれば、そこはどうするのかといたら農業を振興していこうとか、そういう形でありますし、観光開発ができるようなところは、ちょっと後で説明しますが別としまして、自然公園で覆われて景色のいいところはそれを保全していくと。それで我々の南知多町の豊かな自然な町というベースができておるわけでありまして、その中で企業を誘致していこうと。

じゃあ、どういう企業なんだということは、先ほど建設課長のほうからも言いましたが、ドライブイン、あるいは水産物、農産物、その加工をすることだったら、調整区域においても可能性があるわけでございます。また、一部指定もしてあるところがあります。そういうことがここならできるよというのをアナウンスしていかないかんとすることも、まだまだやらないかんとすることもありますし、議員がおっしゃったそういうところは不便じゃないかと。水もないし、電気も引かなあかん。そういうところは、実は開発の関係で企業が進出しようと思ったり、あるいは立地しようと思った場合には、開発計画の中で当然企業は考えて採算を計画するわけでありまして、その分、地価が安いということもあるかもしれません。

ですから、立地をしてこようという企業をどういう形で私たちが誘致するかといいますが、先ほど言った南知多町の特徴の自然を豊かに、あるいは農業を豊かに、漁業の三方に囲まれた海を大事にした漁業を基幹産業としておる以上、必然的に限られた企業誘致になるということの中で、我々は今努力しておるところなんです。

1つだけ議員がおっしゃった厳しいと感じているのは、我々の町にあるもともとの市街化区域の中で御努力されているプラスチックの方たちとか、24時間、隣に遠慮しながらやっている方たちを調整区域で音のしないみんなに迷惑をかからないところで存分に

やりたいということのを救えるのかということに関しては、私自身がじくじたる思いをしております。

あえて、プラスチック団地、あるいはプラスチック工業とかいう重軽工業の方たちの工場は、工業地域ということで都市計画法上、設定しないと難しいわけでございまして、企画部長から答えたようにそういうニーズがあることは、平成24年の地域振興基本計画で皆さんの意見をお伺いしたときにあることは承知しては、何もやっていないじゃないかという御批判があえて受けておらざるを得ないところでございますが、ちょうどこの第6次総合計画の終わる2020年、平成32年、そこで都市計画マスタープランを含めて見直しをするときがやってまいります。今からその準備をしていく段階に入っておりますので、まずその難しい問題に対しましては、都市計画マスタープランの中で町民の皆様方の理解と応援をいただきながら変えていく努力をしないかんと思っております、それしか解決の方法がないかなと思っております。

最後にまちづくりでございますが、今、答えましたように、基本的には法律によって整然とした町をつくらなければいけない都市計画法が基本にあるかなと思っております。これを皆様方にその状況等をお示ししながら、議員の皆様方の御意見も賜りながら、ベースには、元気になっていくときの主役であります町民の皆様方の思いを実現する、そのためにも思いをお聞きしながら、まず都市計画マスタープランにそれを反映して、県・国のほうにできることは要望していかないと。そういう中で南知多町の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございました。

防災も含めてですが、安心・安全で、そして夢のあるこの町を、主役はやはり町民だと思っております。そして脇役である議会も役場の職員の方たちと一緒に、みんなが、若い人たちが何とか住みたいというような町をつくっていきたいと思いますので、また一緒にやっていきたく思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時55分までといたします。

〔 休憩 13時43分 〕

〔 再開 13時55分 〕

#### ○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、1番、山本優作議員。

#### ○1番（山本優作君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて2つあります。

質問事項の1つ目、役場職員の町内居住促進について。

地震・津波などの災害が発生した際、役場職員には非常配備が招集され、南知多町災害対策本部の設置などを迅速に行うため、役場職員にはすぐに駆けつけられる場所に住んでいただく必要があると考えます。

南海トラフクラスの巨大な地震では、知多半島内の道路が至るところで遮断され、車での移動ができなくなる事態も想定されるため、役場職員がなるべく町内に住むことが望ましいです。役場職員は災害に対応するものとしてだけではなく、南知多町をより住みやすい町、より安全な町に変えていくものでもあり、南知多町への移住・定住を促進していくものでもあります。

今後、南知多町が抱えるさまざまな難題に役場職員と町民が一致団結して立ち向かうためには、役場職員自身も家族とともに町内に身を置き、全くの他人としてではなく、当事者として背水の陣で取り組んでいくことが必要不可欠と考えますので、以下の質問をします。

質問1-1、在職中の役場職員の居住地別の人数はどうなっていますか。

質問1-2、役場職員に非常配備が招集された場合、何分以内に職員が配備することが決められていますか。決められている場合には、実際何名の職員が配備できると予想されますか。

質問1-3、過去には南知多町の役場職員の採用条件に、町内居住の制限がありましたが、現在はその制限が撤廃されています。今後、採用する役場職員からは、再び町内居住を義務化していただけないでしょうか。

質問事項の2番目に移りまして、役場職員の海っ子バスの利用促進について。

私はことし8月に師崎、豊浜、内海地区で開催された海っ子バスを考える会に参加しました。平成28年度の海っ子バスは1年間の乗客数が13万5,176人で、運航経費の8,491万948円は運賃収入の3,405万2,160円と国庫補助金の957万5,000円、町負担の4,128万3,788円で運営されたという説明を受けました。

また、南知多町公共交通利用者ヒアリング調査の結果などから、海っ子バスの利用者が少ないのは、通勤・通学時間帯の便が足りない、最終便の時間が早過ぎるなど、バスの便数が根本的な原因であることは既に認識していましたが、現在のバス台数では今の運転時間間隔で精いっぱいである。町の財政は苦しく、今以上に運営状況を悪化させることができない。バスの増便が増益につながる確証がないため、安易にはバスの増便には応じられないということでありました。

現在、南知多町役場職員の大半が、車で直接通勤している背景にも海っ子バスの不便さが関係しています。しかし、仮に役場職員の200人が通勤のために毎月20日間、往復で海っ子バスを利用したとすると、年間乗客数は9万6,000人にもなり、これは平成28年度の乗客数の3分の2ほどの人数に匹敵します。

町内利用の片道160円として運賃を計算しても、総額は1,536万円にもなり、これはバスを1台増便できるほどの額に匹敵するという絶大な可能性を秘めていることは看過すべきではありません。

今後、海っ子バスが不便だから利用しない、海っ子バスを利用する人が少ないから便利にならないという悪循環から抜け出すためには、まず役場の職員が海っ子バスの運営状況に真摯に向き合い、率先して利用していくことが鍵になると考えますので、以下の質問をします。

質問2-1、在職中の役場職員の南知多町役場への通勤手段で、町内・町外の居住者別で、車での直接通勤とそれ以外の通勤の人数はどうなっていますか。

質問2-2、仮に在職中の役場職員の南知多町役場への通勤手段を車から公共交通機関に切りかえた場合、年間の通勤手当の総額はどれほど変わる見込みですか。

質問2-3、現在の運行状況のままでは、役場職員の全員が海っ子バスを使って通勤することは現実的ではありませんが、役場職員の全員ではなく一部だけでも、また毎日ではなく特定の日だけでも、海っ子バスを使って通勤するよう努力できないでしょうか。

壇上での質問は以上です。なお、再質問がある場合には自席にて行いますのでよろし

くお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問1-1、在職中の役場職員の居住地別の人数はどうなっているかにつきまして、答弁させていただきます。

11月1日現在の特別職を除く町職員218人の居住地は、町内120人、町外98人となっております。

町内の内訳は、内海地区48人、豊浜地区38人、師崎地区24人、篠島地区5人、日間賀島地区5人でございます。町外の内訳は、美浜町46人、武豊町24人、阿久比町1人、半田市15人、常滑市7人、東海市2人、名古屋市3人。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

それでは、現在、町内に居住している職員は全体の6割ほどということですね。

町内でも、篠島と日間賀島の職員がほかの地区と比べて非常に少ないという印象を受けましたが、災害対策等の観点として問題はないのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

災害対策という件でございますが、両島、篠島、日間賀島につきましても、非常配備につく際には、そちらの島在住の者を優先的に配備するような予定をしておりますので、今の人数でいけばこれが妥当ではないかと考えております。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

わかりました。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問1-2、役場職員に非常配備が招集された場合、何分以内に職員が配備することが決められているか。決められている場合には、実際何名の職員が配備できると予想されるかにつきまして、答弁をさせていただきます。

何分以内というのは特に決めてございません。連絡を受けた職員は直ちに登庁し、所要の任務につくことになっております。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

非常時の職員の配備時間の制限が決められていないということですが、今後決める予定等はあるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

時間を決めるという考えがあるかどうかということですが、前の御質問で総務部長が答弁しましたように、居住地が町外の職員が約半数弱おります。また、時間を決めますと慌てて事故を起こしたりする可能性があります。ということから、現在のところ参集時間を決めるというところは考えておりません。例えば台風時でありますと、ある程度、進路の予測がつかます。その場合には、幸い非常配備の担当班、こちらのほうが事前に台風に備えて何か警報が出たときなどについては、事前に準備をしておいて、連絡があったらすぐに来られるようにという態勢を職員に周知しておりますので、そういうこともありまして、特に今後時間を決める予定は考えていないということになります。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

地震等の災害では予想ができないこともありますので、被災時に迅速かつ確実に対応するためには、職員の参集時間の把握と管理が重要となるため、検討をお願いします。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-3、過去には南知多町の役場職員の採用条件に町内在住の制限があったが、現在はその制限が撤廃されている。今後、採用する役場職員からは、再び町内居住を義務化できないかについて答弁させていただきます。

地方公務員の採用につきましては、公務能率の増進を図るため、優秀な人材を確保することを目的といたしまして、受験成績に基づく成績主義が基本原則となっております。また、公正な採用選考を行う観点から、町内在住者に受験者を限定し、公募機会を制限することは、居住地域による差別となるおそれもございますので、義務化することはできません。

ただし、一部の自治体では、民間企業等の経験者の採用枠として、Iターン・Uターン者を対象とした職員採用を行っている例もございますので、今年度開催いたしました職員採用説明会など、新しい取り組みも含め、今後も優秀な人材を採用していけるよう研究を続けてまいります。よろしくをお願いします。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

町内の居住を義務化することについて差別となるのでできないということでしたけれども、現在も職員の域内居住制限を規定に明記している自治体等もありますので、御検討いただきたいと思います。

また、町内の居住を絶対条件としないで、町内居住の職員に手当を出すなどをして、優遇している自治体もあります。南知多町でもそのような対応はできないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

町内居住の義務化ということの御質問かと思いますが、憲法の中では居住の自由という規定がございます。同じく憲法第14条のほうでは平等の原則という規定もございます。そういった居住地の条件を義務化するのであれば、そういうことも考えて慎重に進めていく必要があるとは思いますが。ただ、実際に行われている住居手当等に差をつけておる自治体も承知をしておりますので、今後についてもそういった研究をしていきたいと思っています。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

南知多町はほかの市町と比べて待遇が悪い中で、町外から勤務していただいている方もいるところで、無理を言って申しわけありませんけれども、最初述べましたように、南知多町の活性化には役場職員も町内に住むことが必要不可欠と考えていますので、ぜひとも御検討をお願いします。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問 2 - 1、在職中の役場職員の南知多町役場への通勤手段で、町内・町外の居住者別で車での直接通勤とそれ以外の通勤の人数はどうなっているかについて、答弁させていただきます。

11月1日現在、特別職を除く町職員218人のうち、車などの交通用具を使って通勤する者は192人、全て公共交通機関を利用して通勤する者は1人、徒歩25人となっております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

今、答えていただいた人数の町内と町外の内訳はどうなっているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）



総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

先ほどの特別職を除く町職員218名のうちの車などの交通用具を使って通勤する者は192名と、全て公共交通機関を利用して通勤する者が1名、徒歩25名というふうになっております。この中で、全て公共交通機関を利用して通勤する者が1名、これが町内にあります。徒歩25名につきましても町内でございます。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

車で通勤している職員は全体の9割ほどに上るということで、非常に高いと思います。こちらの数字は、やはり海っ子バス等を含めた公共交通機関網が非常に弱いということであらわしているのです、ぜひとも今後から改善をしていただきたいと思います。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは御質問2-2、仮に在職中の役場職員の南知多町役場への通勤手段を車から公共交通機関に切りかえた場合、年間の通勤手当の総額はどれほど変わる見込みかにつきまして、答弁させていただきます。

在職中の役場職員218人の現在の通勤手段による通勤手当の総額は年間で1,865万2,000円を見込んでおります。この通勤手段を全て公共交通機関に切りかえた場合で、議員の御質問にありましたように、海っ子バスの運賃を除いたものが現在の通勤手当を上回る場合は、従来の通勤手段としたときの通勤手当総額は2,969万5,000円となり、現在の通勤手当の差額は1,104万3,000円の増額となります。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

質問の趣旨としまして、まず海っ子バスとそれ以外を分けていたものとしましては、

海っ子バスの運賃については、収入として町に還元される分がありますので、それ以外の費用で注目したかったところがありますので、海っ子バスとそれ以外の費用の分について、内訳を教えてください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

失礼いたしました。それでは、議員の想定される条件で算定した場合、海っ子バスの定期代につきましては、1,832万3,000円になります。そのほかの運賃総額につきましては1,137万2,000円となります。

議員の想定の中で、海っ子バスの定期代につきましては、海っ子バスの委託業者の収入となるというところから、町から業者に支払う経費が少なくなると考えますと、運賃総額、その分、海っ子バスの代金を引きますと、運賃総額は1,137万2,000円となります。

それですので、現在の総額1,865万2,000円と比較をいたしますと、728万円の減額となります。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

それでは、700万円程度の改善ができる可能性があるということですね。

次の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-3、現在の運行状況のままでは、役場職員の全員が海っ子バスを使って通勤することは現実的ではないが、役場職員の全員ではなく一部だけでも、また毎日ではなく特定の日だけでも海っ子バスを使って通勤するよう努力できないかにつきまして、答弁させていただきます。

現在、町では年に1回、県下一斉エコ通勤デー、たまたま本日でございましたが、このエコ通勤デーに参加しておりますが、職員それぞれの通勤事情が海っ子バスの運行状況とは合わないため、相乗りによる参加が中心となっております。

本町が海っ子バスの運行を始めた経緯といたしましては、通勤・通学手段を持たない方のため、また観光客の利便性を図るためであることから、役場職員にあわせた時刻や経路に改正することは難しいと考えております。

御提案がありました、少しでも海っ子バスを通勤に利用するよう努力できないかという点につきましては、通常、職員が通勤に利用する経路は、時間的、経済的に最も合理的な経路を選択するものであるため、職員にとって不利な通勤方法を強いることは難しいと考えますが、海っ子バスの利用につきましては通勤に限らず、出張やプライベートでの利用が図られるよう検討していきたいと考えております。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

前向きな回答をありがとうございます。

海っ子バスの利用を進める人は、海っ子バスを利用しないようではやはり説得力がないと考えます。私は町議会議員になってからは、可能な限り海っ子バスで移動するよう心がけています。皆様も余り無理のない範囲内で構いませんので、御協力をお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤井満久君）

以上で、山本優作議員の一般質問を終了いたします。

---

○議長（藤井満久君）

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[ 散会 14時18分 ]